

第3期

始良市子ども・子育て支援事業計画

(素案)

※第3章まで(一部非掲載)

令和6年度

第4回始良市子ども・子育て会議

はじめに

市長挨拶掲載予定

目 次

第1章 序論.....	1
1 計画策定の背景	2
(1) 子育てを取り巻く背景.....	2
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 関連計画との関係.....	2
2 計画の概要	3
(1) 計画の期間	3
(2) 計画の対象	3
(3) 計画の策定体制	3
3 始良市の子ども・子育てを取り巻く状況.....	4
(1) 人口・出生等の状況.....	4
(2) ニーズ調査結果	12
(3) 子ども・若者アンケート調査結果.....	28
4 第2期計画の評価	35
(1) 提供体制についての評価.....	35
(2) 取組の状況についての評価.....	37
第2章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	46
1 基本的理念	47
2 基本目標	47
3 施策の体系	48
基本目標1 ライフステージを通した切れ目のない支援の実現	49
第3章 事業計画.....	50
1 教育・保育提供区域の設定	51
2 教育・保育の提供体制の確保.....	51
3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保	55

第 1 章 序論

第1章 序論

1 計画策定の背景

(1) 子育てを取り巻く背景

我が国の合計特殊出生率（15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、一般に「一人の女性が一生の間に生む子供の数」と解釈される）は令和5年で1.20となっており、過去最低を更新しています。出生数についても、令和5年で72万7,277人となり、過去最少だった前年からさらに4万人以上減少して8年連続の減少となることなどから、今後も少子化と人口減少がさらに進行することが予想されています。また、児童虐待相談や不登校の件数が毎年過去最多を更新するなど、子どもを取り巻く状況は深刻で、近年はコロナ禍がそうした状況に拍車をかけています。

このような状況の中、国は、子どもの視点に立った政策推進の司令塔として令和5年4月1日に「こども家庭庁」を創設し、同日施行の「こども基本法」に基づき、令和5年12月に「こども大綱」を閣議決定しました。「子ども大綱」では、日本国憲法、「こども基本法」及び「こどもの権利条約」の精神に則った6つの基本方針を柱としており、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本市においては、平成27年3月に「男女が共同し、子どもを安心して生み育て、子どもが健やかに育つまちづくり」を基本理念とする「第1期始良市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年3月に第1期計画の基本理念を踏襲した「第2期始良市子ども・子育て支援事業計画」を策定してきました。

この度、第2期計画期間が令和6年度で満了を迎えることから、始良市の子育ての現状や子育て支援に対するニーズ等を把握するためのニーズ調査を令和5年に実施し、調査の結果をもとに教育・保育及び各種事業の「量の見込み」の算出及び「確保対策」の検討を行うとともに、国の動向や始良市の実情を踏まえた「第3期始良市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。策定にあたっては、今回実施するニーズ調査結果を踏まえ、現在ニーズの動向を反映します。また、「第3次始良市総合計画」を上位計画とし、他の関連する分野別計画との整合性を図ります。また、本計画は「新・放課後子ども総合プラン」、「次世代育成支援行動計画」、「子どもの貧困対策の推進に係る市町村計画」及び「子ども計画」としての内容も含みます。

(3) 関連計画との関係

本計画は、「始良市総合計画」「始良市地域福祉計画」をはじめとする上位計画や「健康あいら21（始良市健康増進計画）」「始良市障がい者計画・障がい児福祉計画」「始良市教育振興基本計画」等の関連計画との整合性を図って策定するものです。

計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分考慮し、柔軟に計画を推進します。

2 計画の概要

(1) 計画の期間

本計画の期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

ただし、子ども・子育てを取り巻く環境の変化等により、本計画と実態との間に大きな乖離が生じた場合等、計画の見直しが必要と考えられる場合には、見直しを行うものとします。

(2) 計画の対象

本市に住むすべての子ども、子育て家庭、地域住民、行政等の個人及び団体を計画対象とします。

なお、本計画においての「子ども」とは、0歳からおおむね18歳までとします。

(3) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子育て家庭に対するニーズ調査や市民に対するパブリックコメントの実施とともに、子ども・子育て支援法第77条に基づく「始良市子ども・子育て会議」における審議等を経て策定しました。

① ニーズ調査

子育ての現状や子育て支援に対するニーズ等を把握するため、就学前児童及び小学生の保護者3,000名を対象とする「始良市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

② 子ども・若者へのアンケート調査

子ども・若者の意見を計画に反映するため、小学生（4～6年生）、中高生、若者（19～39歳）の3つの対象ごとに設問を設定してアンケート調査を実施しました。

③ パブリックコメント

広く市民の意見を反映した計画とするため、本計画の素案を市役所やホームページ等で公開し意見を募る「パブリックコメント」を実施しました。

④ 始良市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援に関する学識経験者をはじめ、子ども・子育てに関する事業に従事している事業主及び労働者の代表者、子育て中の保護者代表等で構成される「始良市子ども・子育て会議」において、本計画の記載事項について調査・審議しました。

3 始良市の子ども・子育てを取り巻く状況

(1) 人口・出生等の状況

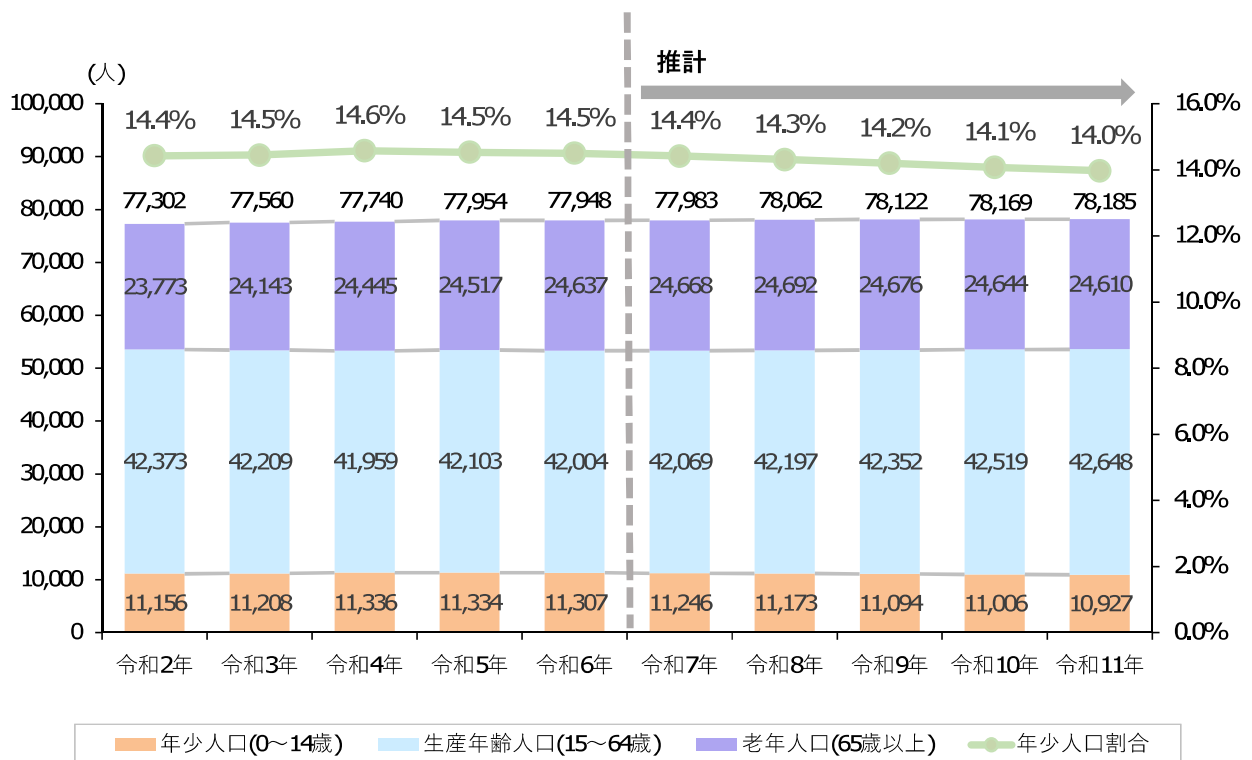
① 人口の推移と将来推計

◆ 総人口・年齢3区分人口の推移と将来推計

国全体及び県全体の人口が減少傾向にある中、本市の総人口は横ばい傾向にあり、令和6年の総人口は77,948人となっています。

年少人口（0～14歳人口）についても、横ばい傾向で推移しており、令和6年の年少人口は11,307人となっています。

今後は、総人口は引き続き横ばいで推移していく一方、年少人口は減少していくことが見込まれており、総人口に占める年少人口の割合も下降していくことが見込まれています。

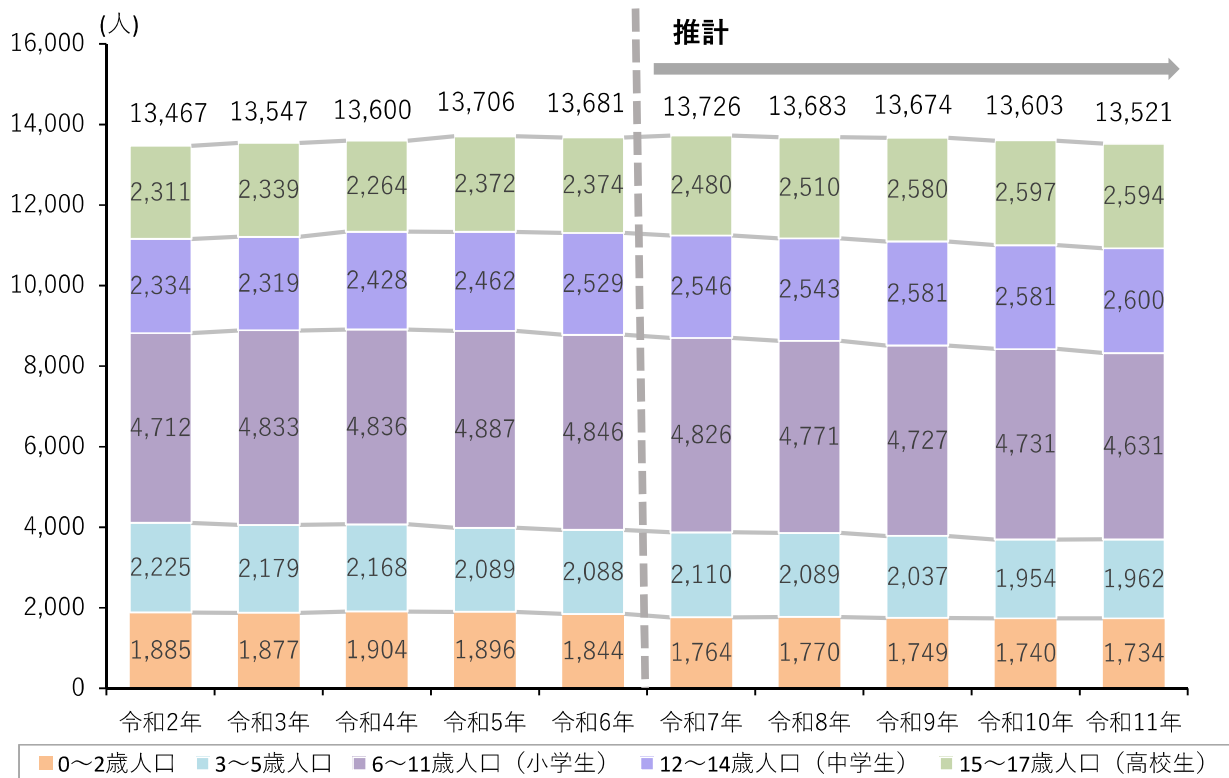


出典：令和2年～令和6年は住民基本台帳に基づく人口、令和7年以降は始良市独自推計
数値は各年4月1日現在

◆ 児童数の推移と将来推計

本市の児童数（18歳未満人口）は、横ばい傾向にあり、令和6年の児童数は13,681人となっています。

今後も、児童数は横ばい傾向に推移していくことが見込まれており、令和11年の児童数は13,521人になると見込まれています。

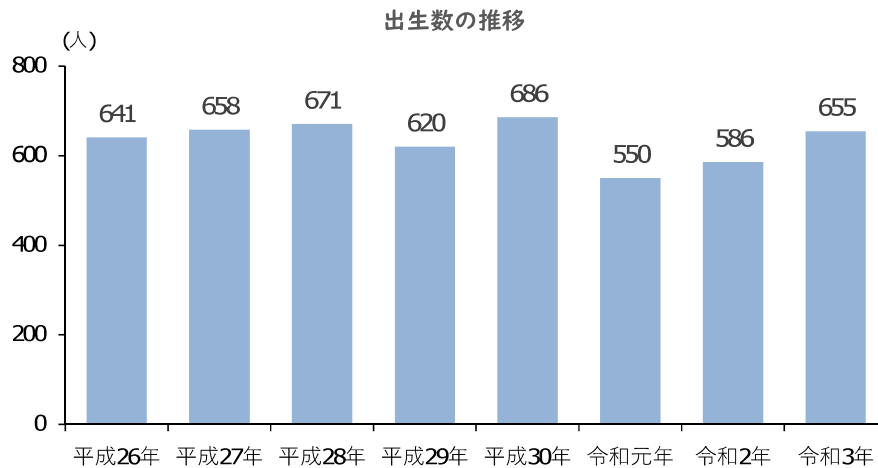


出典：令和2年～令和6年は住民基本台帳に基づく人口、令和7年以降は始良市独自推計
数値は各年4月1日現在

②出生の状況

◆ 出生数の推移

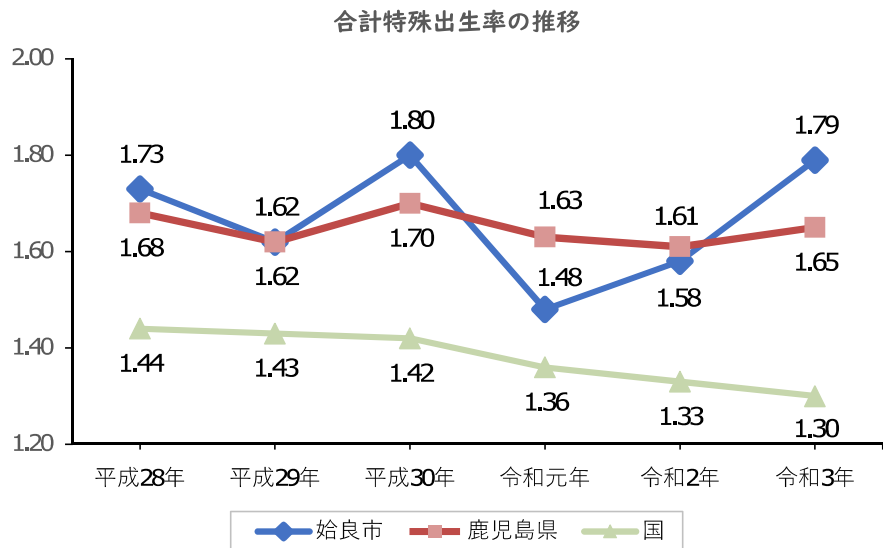
本市の出生数は、令和元年から令和2年では500人台と減少傾向にありましたが、令和3年では655人へと増加しています。



出典：「人口動態統計」（厚生労働省）

◆ 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は国より高く、鹿児島県全体と同程度の水準で推移しています。

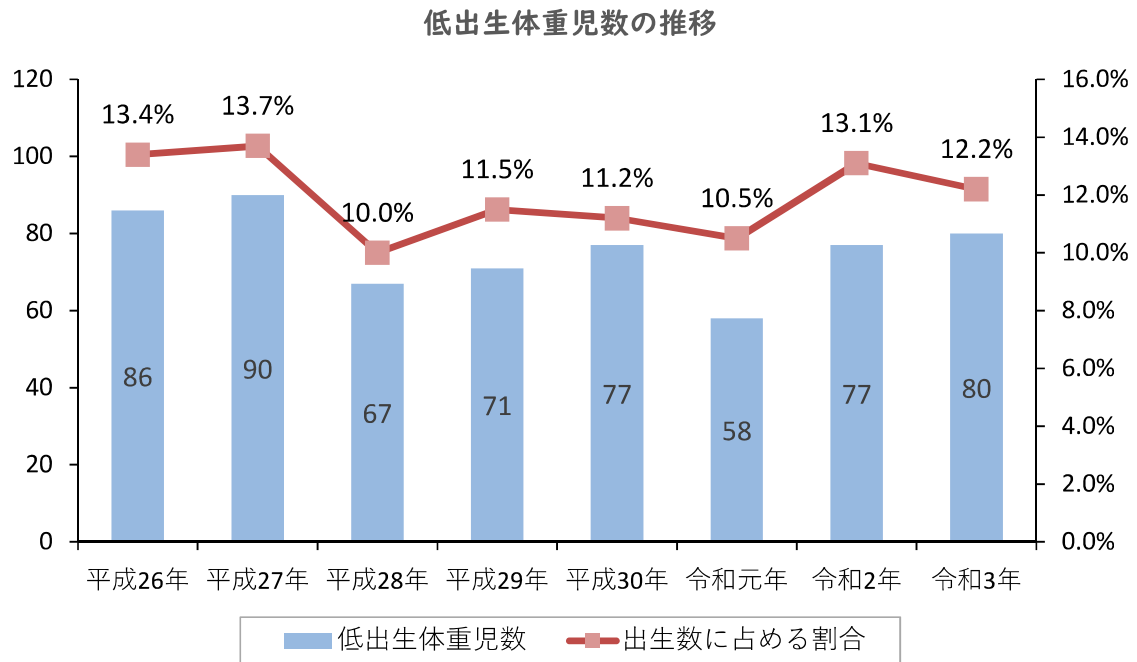


出典：鹿児島県・全国の数値は「人口動態統計」（厚生労働省）、始良市の数値は「人口動態統計」（厚生労働省）、「県人口移動調査」（鹿児島県）を用いて独自に算出

◆ 低出生体重児の推移

低出生体重児とは、体重が2,500グラム未満で生まれた赤ちゃんのことです。

本市における低出生体重児数は、年によってばらつきがありますが、出生数に占める割合はおおむね1割程度となっています。

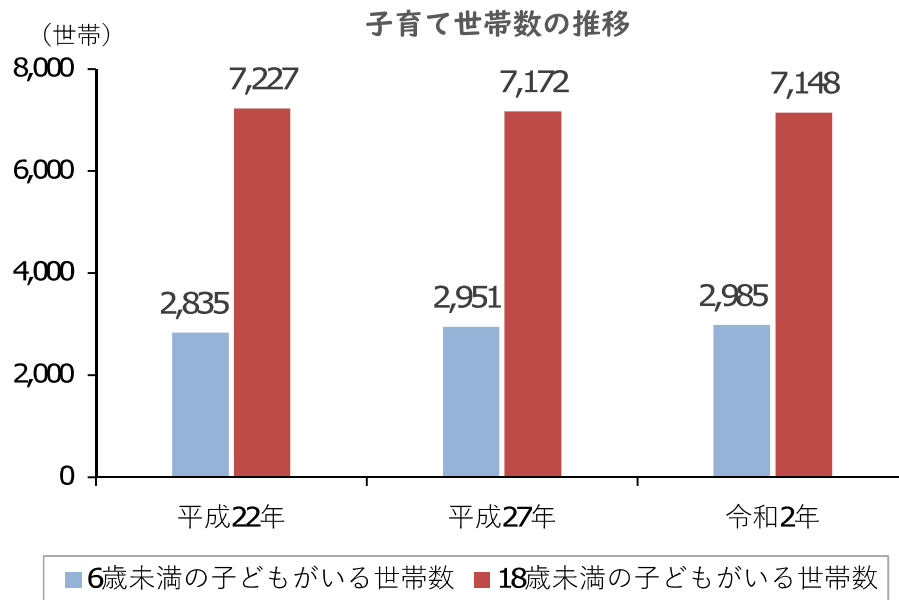


出典：「人口動態統計」（厚生労働省）

③世帯の状況

◆ 子育て世帯数の推移

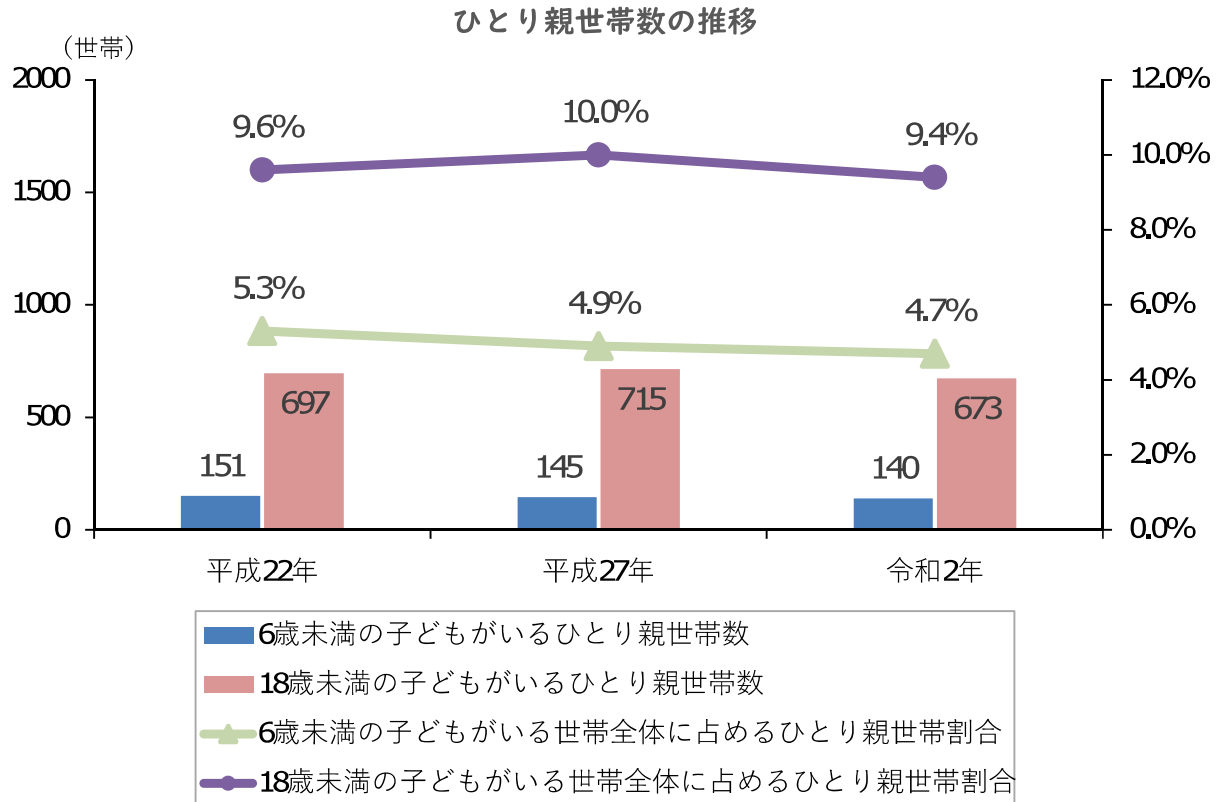
令和2年における本市の6歳未満の子どもがいる世帯は2,985世帯、18歳未満の子どもがいる世帯は7,148世帯となっています。



出典：「国勢調査」（総務省）

◆ ひとり親世帯数の推移

令和２年における本市の６歳未満の子どもがいるひとり親世帯は１４０世帯、１８歳未満の子どもがいるひとり親世帯は６７３世帯となっており、どちらも減少傾向にあります。



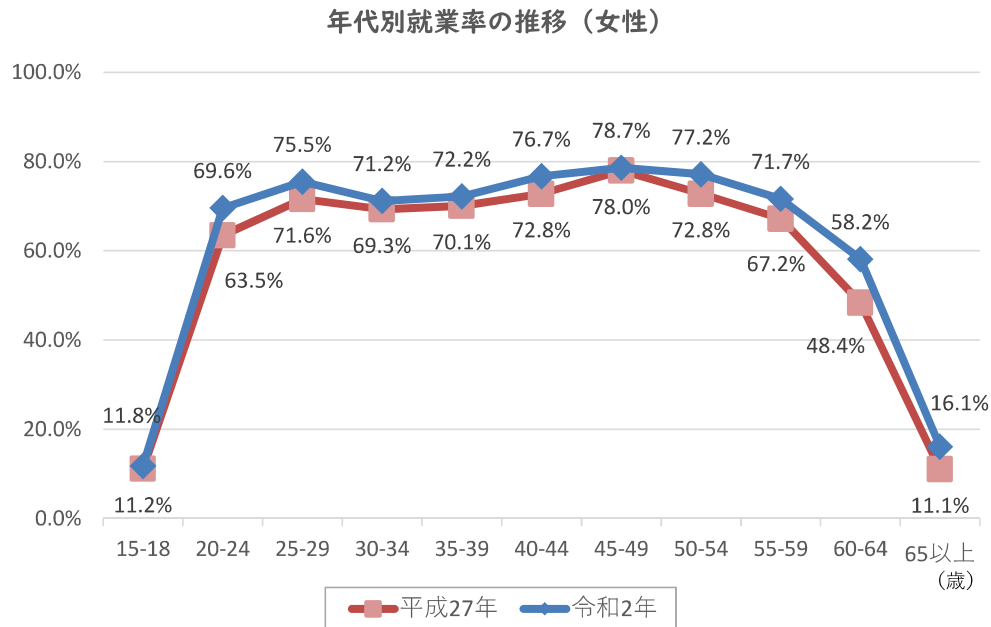
出典：「国勢調査」（総務省）

④就労の状況

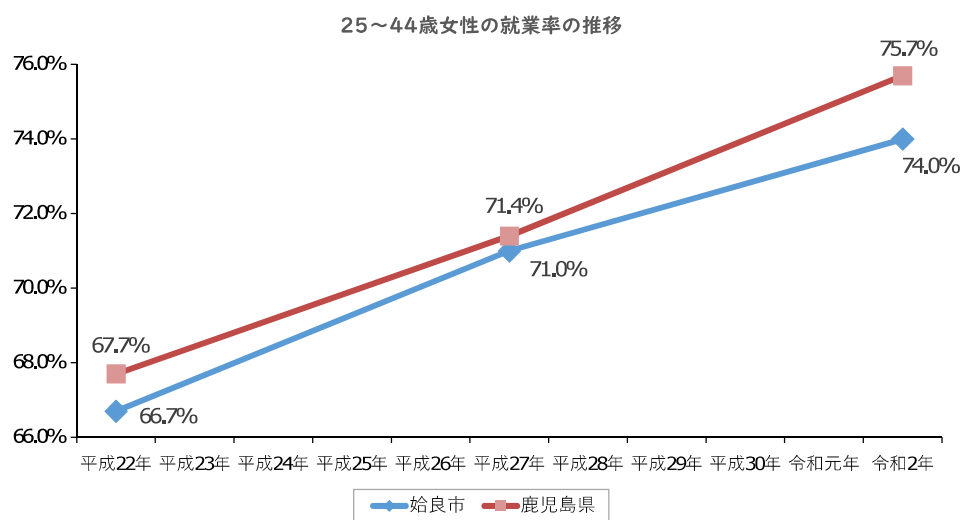
◆女性の就労状況

本市の女性の年代別就業率は、平成27年と比較してすべての年代で上昇しています。

一方、子育て世代の中心である25～44歳女性の就業率も上昇傾向にありますが、鹿児島県全体の値を下回っています。



出典：「国勢調査」（総務省）

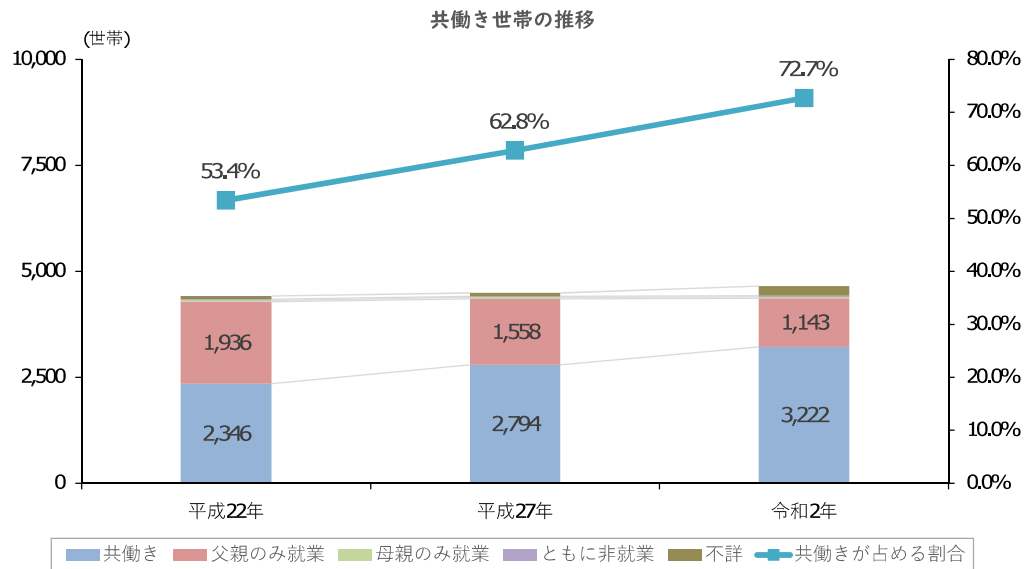


出典：「国勢調査」（総務省）

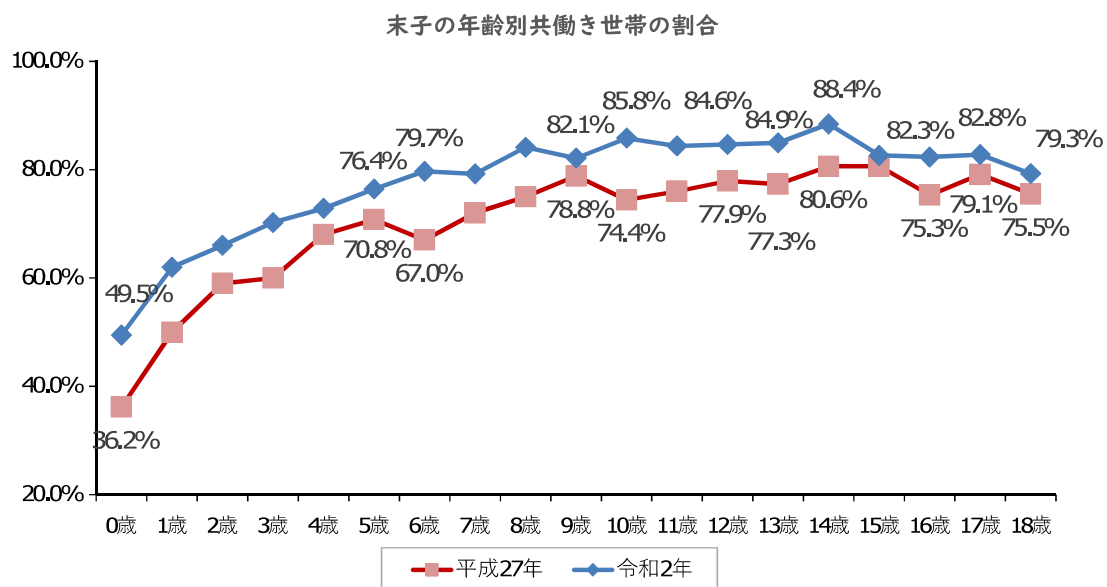
◆ 共働き世帯の推移

夫婦と12歳以下の子どもで構成される世帯の就労状況をみると、父親のみ就業世帯が大きく減少し、共働き世帯が増加傾向にあります。

末子の年齢別に共働き世帯の割合をみると、平成27年と比較して、すべての年齢で上昇しています。



出典：「国勢調査」（総務省）



出典：「国勢調査」（総務省）

(2) ニーズ調査結果

①調査概要

◆ 調査の目的

子育ての現状や子育て支援に対するニーズ等を把握し、本計画策定の為の基礎資料とすることを目的としました。

◆ 調査時期

令和6年1月から2月に実施

◆ 調査対象・方法・回収状況等

調査種別	就学前児童調査	小学生調査
調査対象者	始良市に居住する0歳から5歳までの小学校入学前児童の保護者	始良市に居住する小学校1年生から4年生までの児童の保護者
配布件数	2,000 件	1,000 件
抽出方法	無作為抽出	
調査方法	郵送による配布・回収	
回収数 (回収率)	863 件 (43.2%)	450 件 (45.0%)

◆ 調査結果利用上の注意

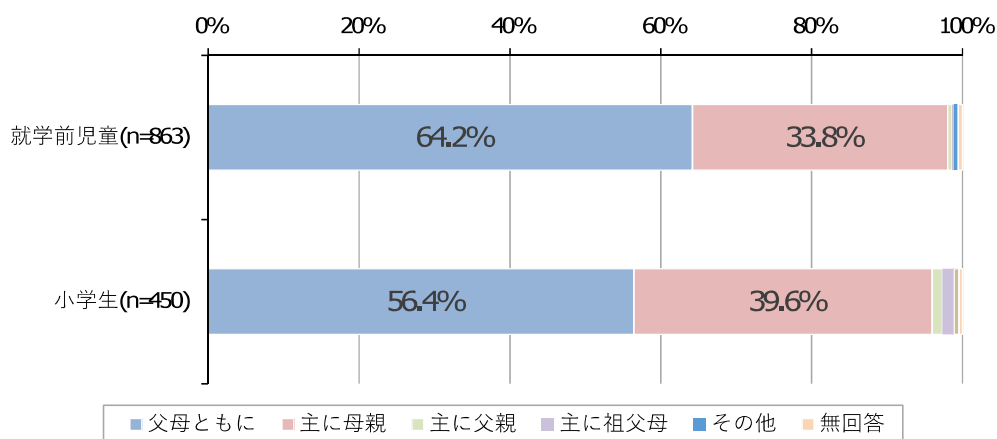
- ・ 回答率は百分比の少数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・ 2つ以上の回答を可とする設問（複数回答）の場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。
- ・ 図表は、スペースの都合上、文言等を省略している場合があります。

②調査結果（抜粋）

◆ 子育てを主にしているかた

両調査ともに「父母ともに」の割合が最も高く、就学前児童調査で 64.2%、小学生調査で 56.4%となっています。

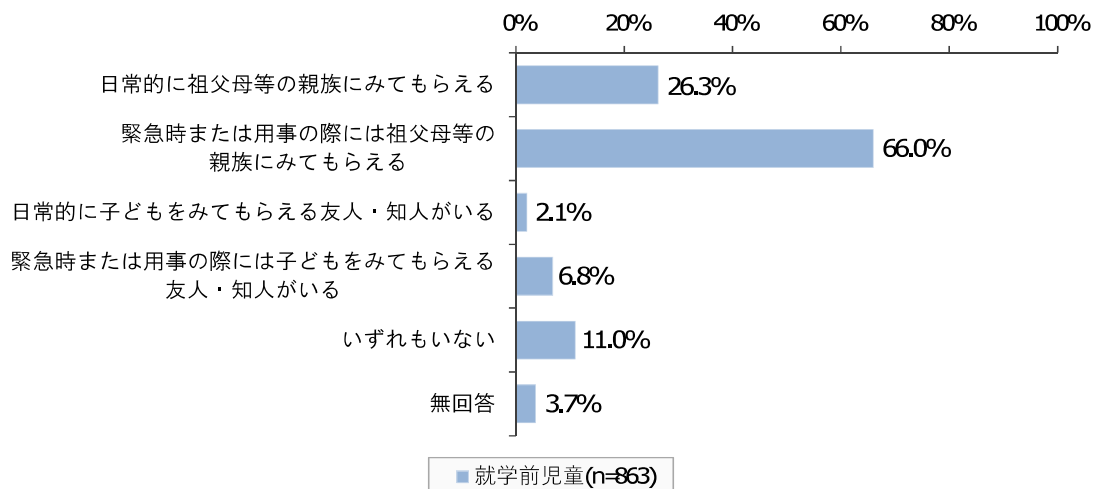
・子育て（教育を含む）を主にしている方【単一回答】



◆ 子どもをみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時または用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 66.0%で最も高く、約 9 割の保護者が「子どもを見てもらえる親族・知人がいる」と回答している一方、「子どもをみてもらえる親族・知人がいない」と回答した保護者も約 1 割となっています。

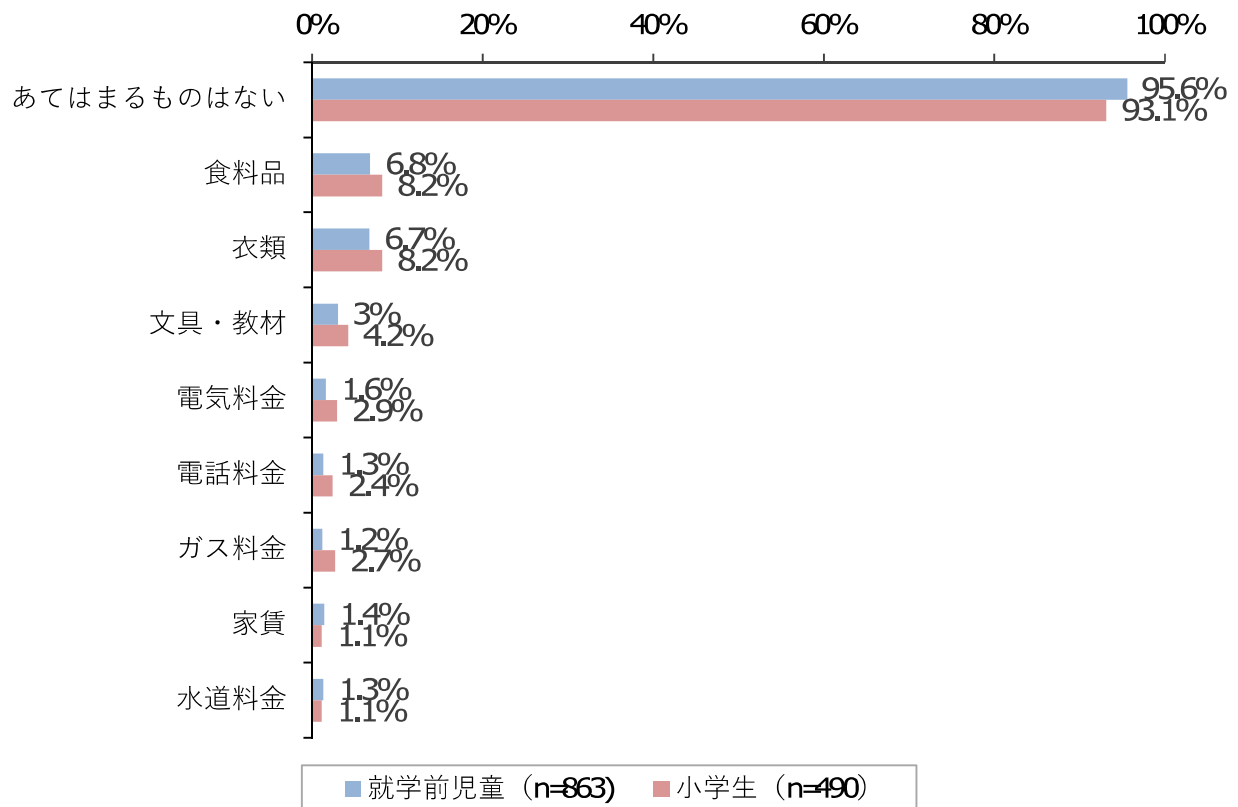
・子どもをみてもらえる親族・知人の有無【複数回答・就学前児童調査】



◆ 家庭からみた生活の困難の発生状況

過去1年の間に経済的な理由で支払いや購入ができなかったことがあったものについて、両調査ともに「あてはまるものはない」が9割以上を占めていますが、経済的理由で何らかの支払いや購入ができなかった保護者もいます。

- ・過去1年の間に経済的な理由でサービス・料金が支払いできなかったことがあるもの
【複数回答】

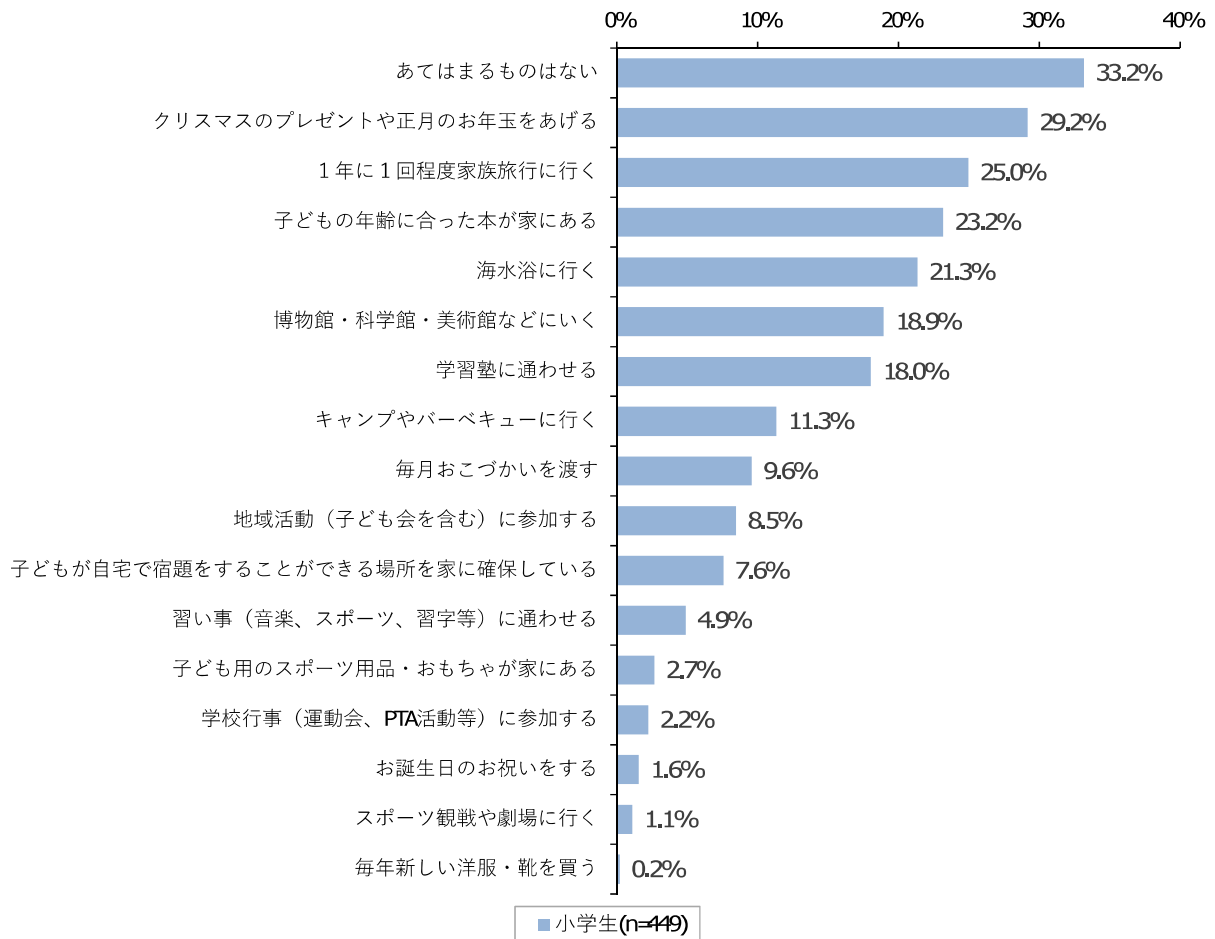


※「食料品」「衣類」「文具・教材」については、「よくあった」「ときどきあった」と回答した割合を示す

◆ 子どもからみた生活の困難の発生状況

子どもとの生活に関連して、金銭的・時間的な理由で、過去1年の間に経験できなかったこと、家庭で現在行っていないことについて、「あてはまるものはない」の割合は33.2%にとどまっており、全体の6割以上の世帯が何らかの困難を抱えていると考えられます。

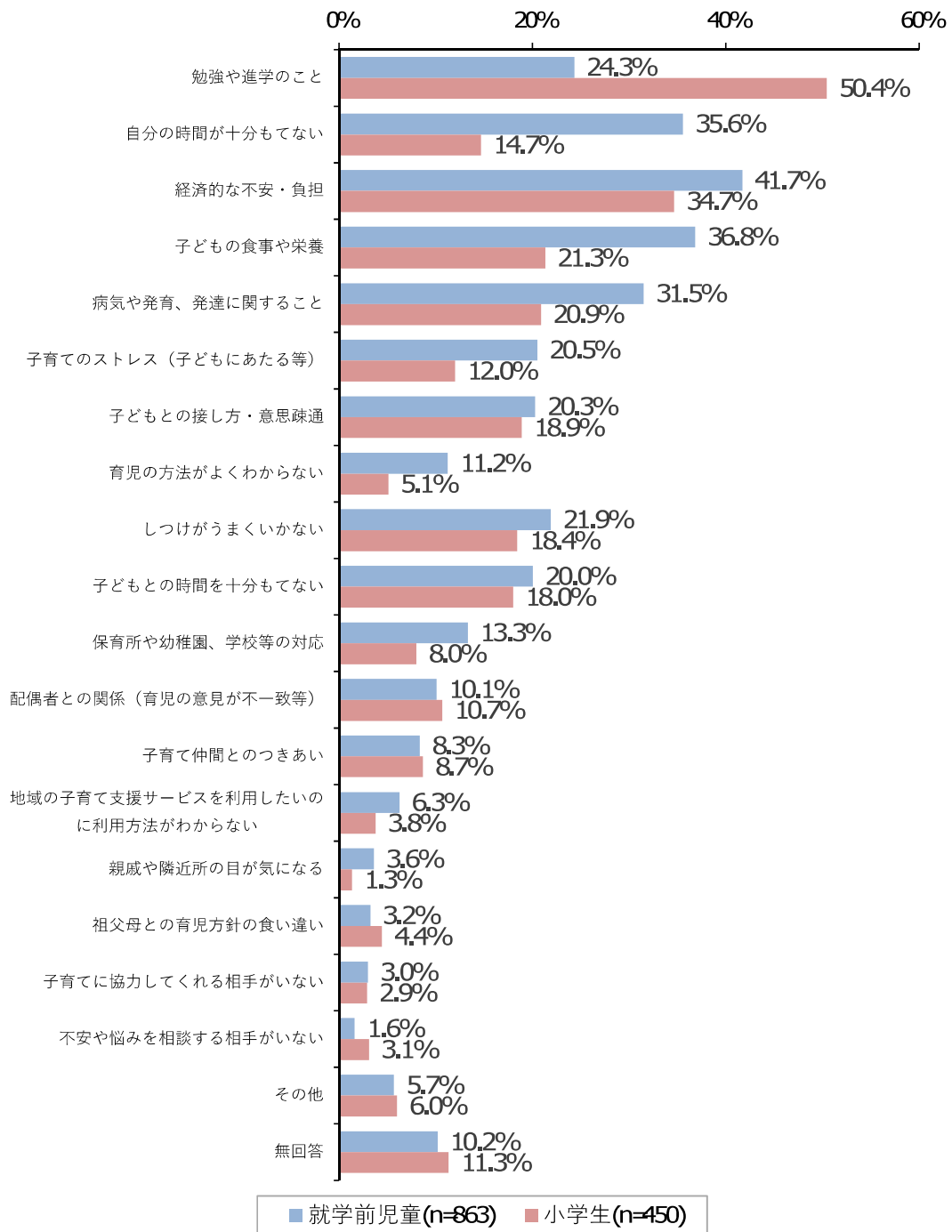
- ・金銭的・時間的な理由で、過去1年の間に経験ができなかった、もしくは家庭で現在行っていないこと【複数回答・小学生調査】



◆ 育児における悩み

就学前児童調査では、「経済的な不安・負担」「子どもの食事や栄養」「自分の時間が十分もてない」の順に多くなっています。小学生調査では、「勉強や進学のこと」が5割を超え、突出して多くなっています。

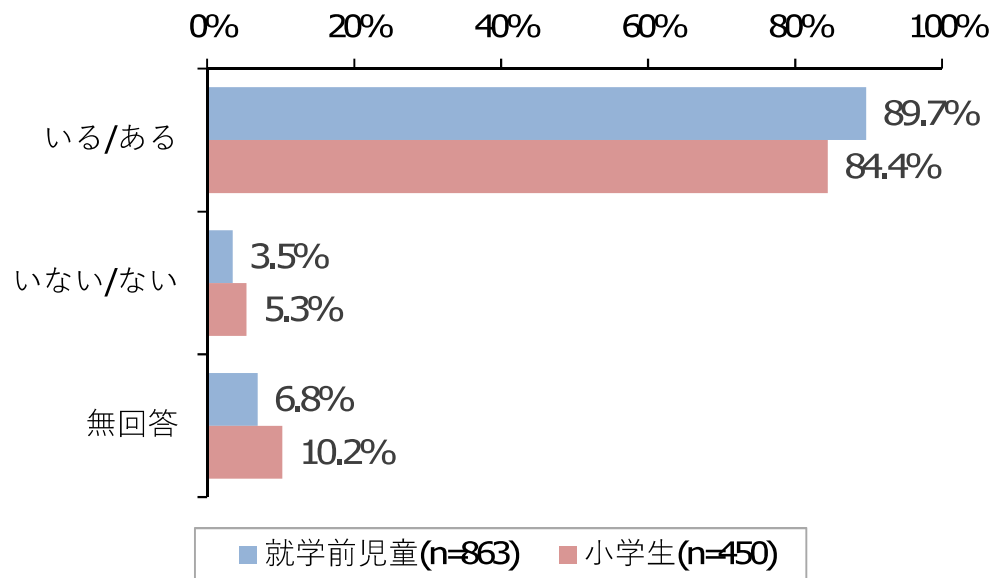
・ 育児における悩み【複数回答】



◆ 子育てに関する悩みや不安を気軽に相談できる先

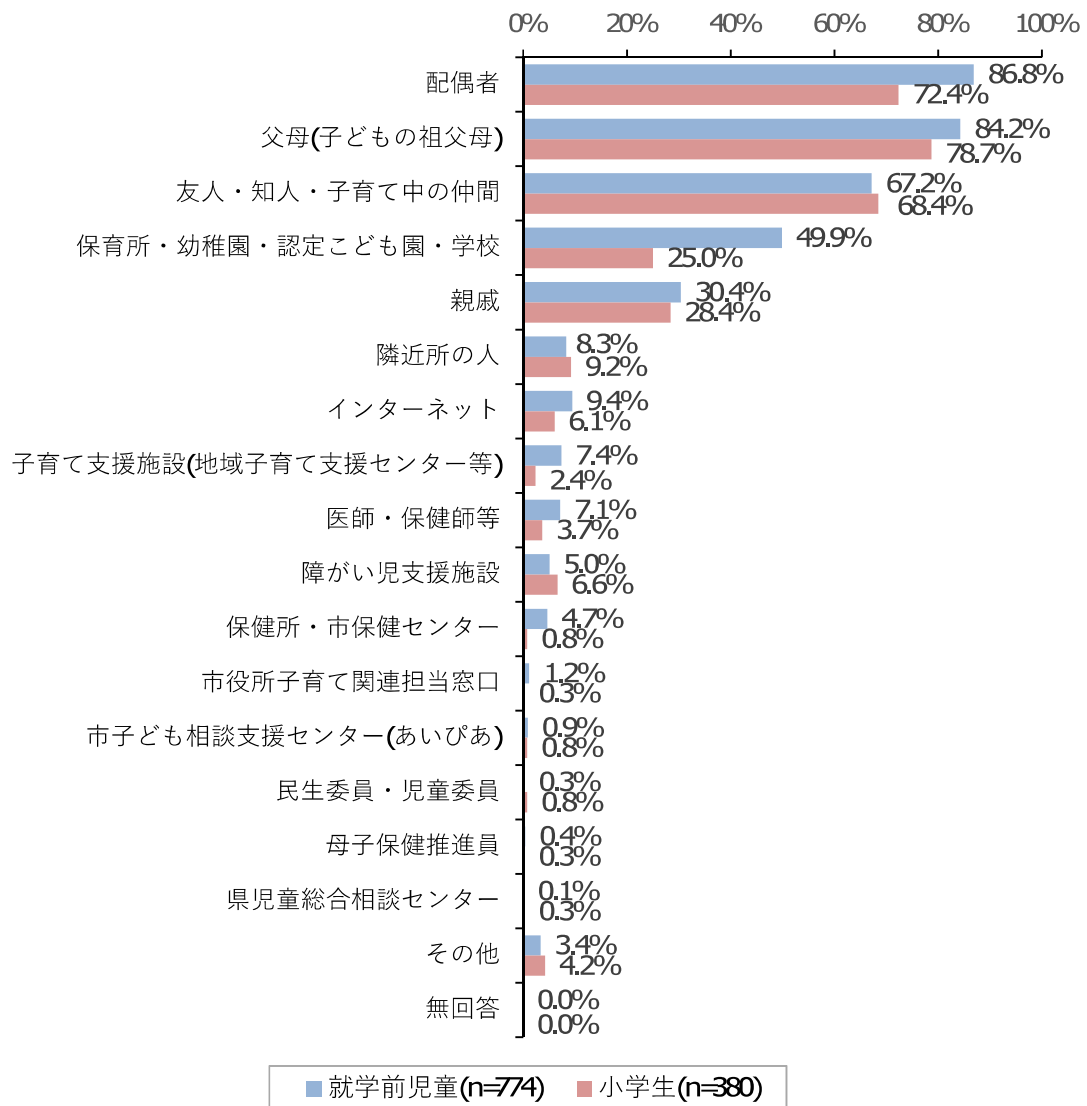
気軽に相談できる人、または、相談できる場所があるかについて、両調査ともに「いる/ある」が8割を超えていますが、「いない/ない」という保護者もいます。

・子育てをする上で、気軽に相談できる人、または場所があるか【単一回答】



気軽に相談できる人、または、相談できる場所について、就学前児童調査では「配偶者」が最も高くなっていますが、小学生調査では「父母（子どもの祖父母）」が最も高くなっています。

・子育てに関する悩みや不安を気軽に相談できる先【複数回答】



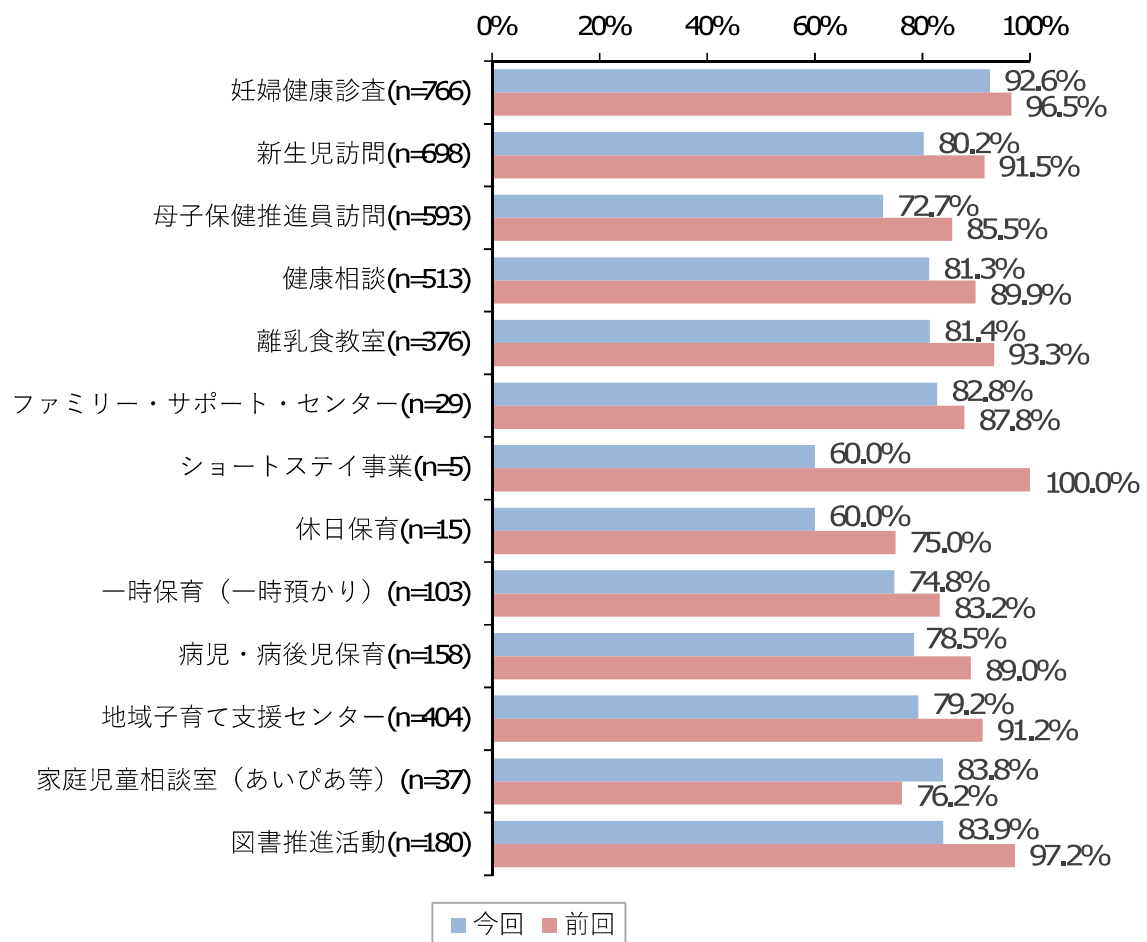
◆ 子育て支援サービス利用者の満足度

子育て支援サービス利用者の満足度について、すべてのサービスで6割を超えています。

前回調査と比較して、就学前児童調査における「家庭児童相談室（あいぴあ等）」では、満足度が7ポイント以上上昇している一方、両調査ともにその他のすべての項目で満足度が低下しています。

・子育て支援サービス利用者の満足度

【単一回答・就学前児童調査】



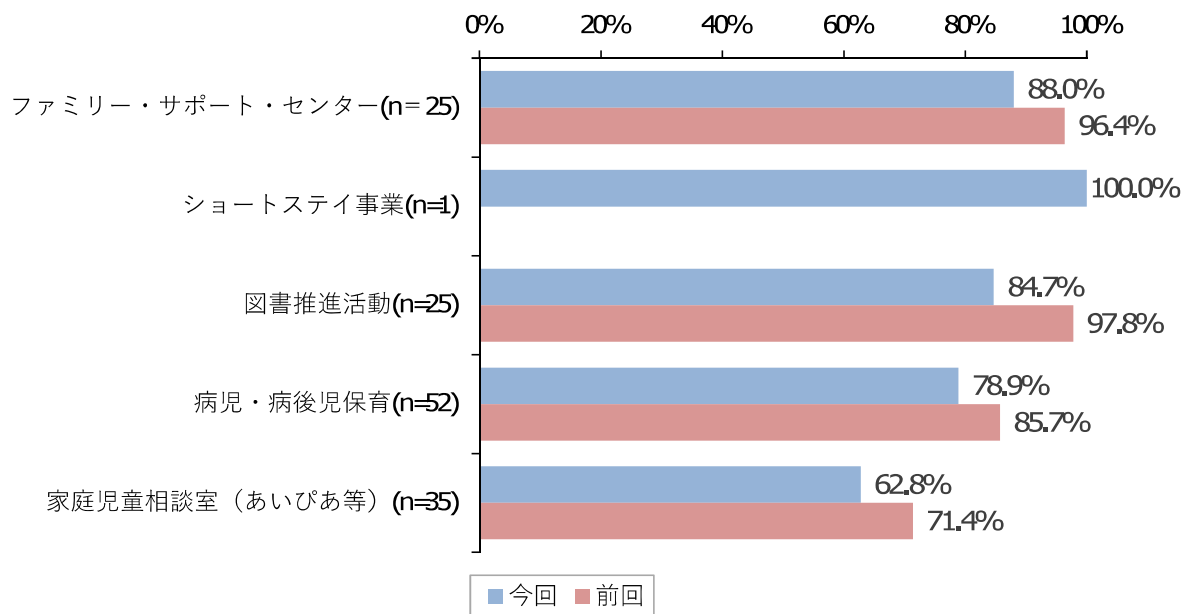
※子育て支援サービスについては、本調査実施時の項目順に掲載している。

また、nは、今回調査における回答者数（各子育て支援サービスを利用していると回答した保護者のうち、満足度についても回答した人数）を示す。

※満足度の基準は、今回：「満足」と「ほぼ満足」の合計、前回：「満足」と「やや満足」の合計（「ほぼ満足」は選択肢設定なし）としている。

・子育て支援サービス利用者の満足度

【単一回答・小学生調査】



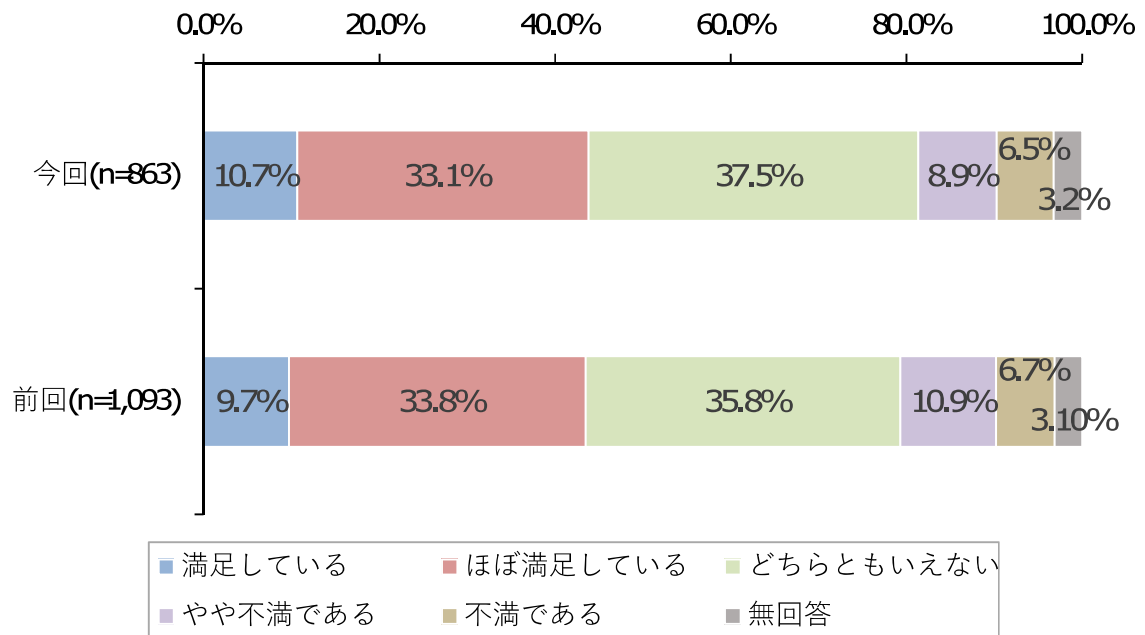
※nは、今回調査における回答者数（各サービスを利用していると回答した保護者のうち、満足度について回答した人数）を示す。ショートステイは、今回調査より新たに追加された調査項目である。

※満足度の基準は、今回：「満足」と「ほぼ満足」の合計、前回：「満足」と「やや満足」の合計（「ほぼ満足」は選択肢設定なし）としている。

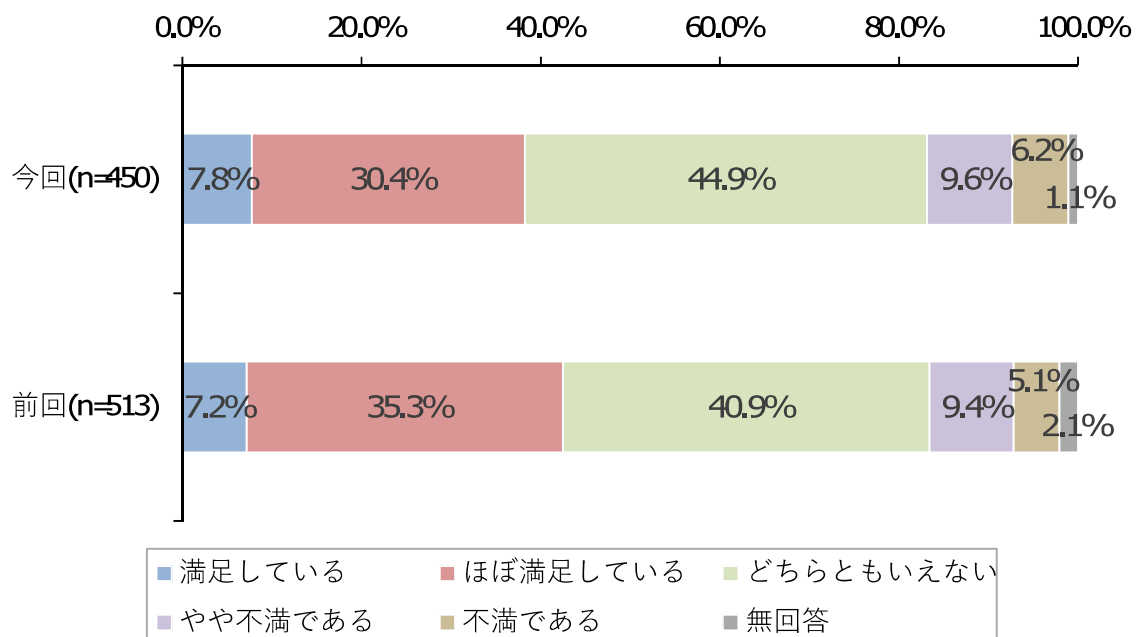
◆ 子育て環境や支援の満足度

「満足している」「ほぼ満足している」をあわせた割合は前回調査と比較して、就学前調査でほぼ横ばい（前回：43.5%→今回：43.8%）、小学生調査で低下（前回：42.5%→今回：38.2%）がみられています。

・ 始良市の子育て環境や支援に対する満足度【単一回答・就学前児童調査】



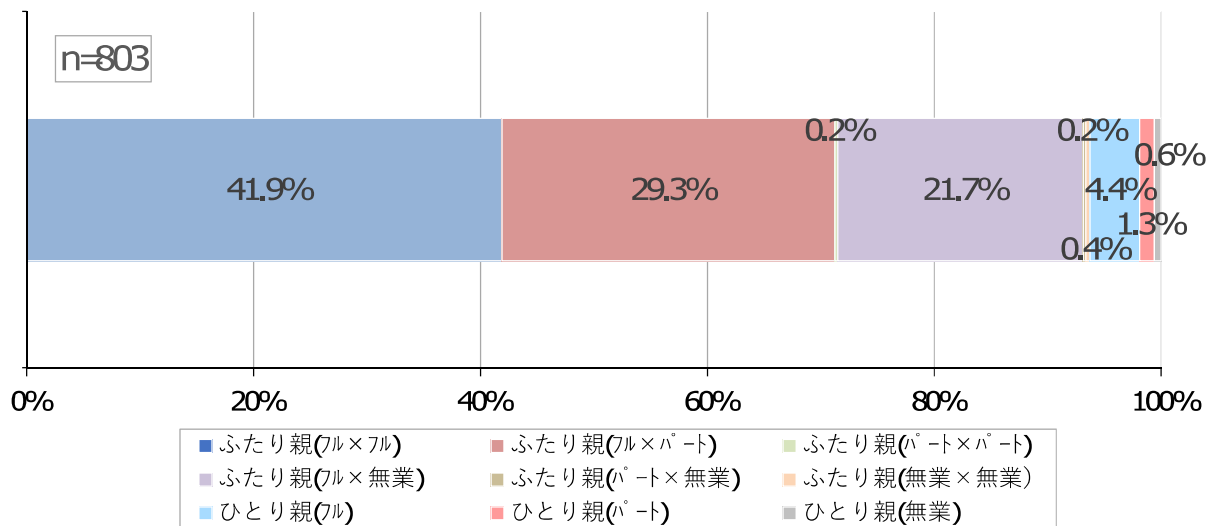
・ 始良市の子育て環境や支援に対する満足度【単一回答・小学生調査】



◆ 就労状況

現在の就労状況については、「ふたり親(フルタイム×フルタイム)」の割合が41.9%で最も高く、次いで「ふたり親(フルタイム×パートタイム)」で29.3%、「ふたり親(フルタイム×無就業)」で21.7%の順となっています。

・家庭類型分類結果【就学前児童調査】

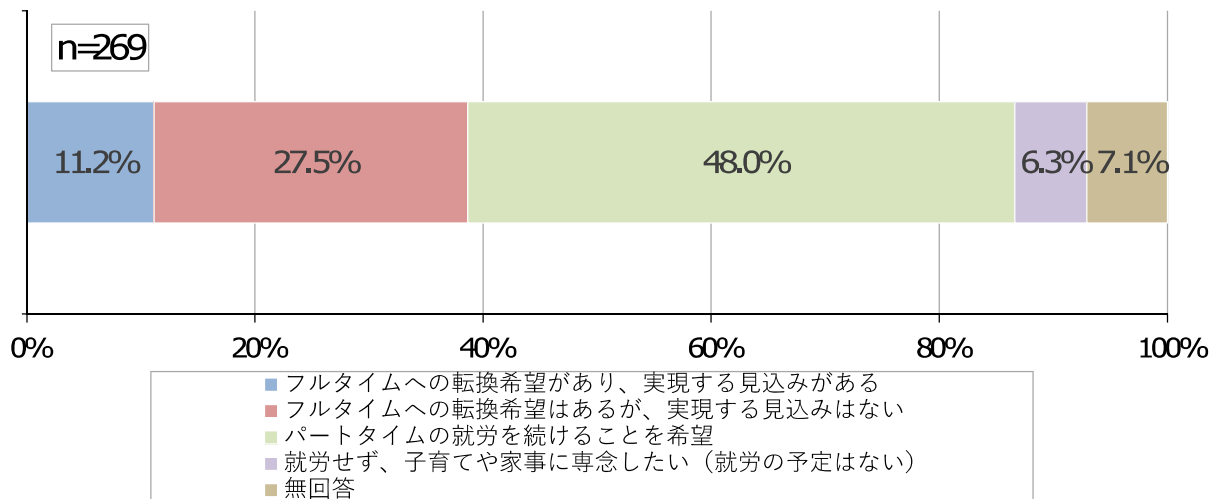


◆ 就労の転換希望（現在パートタイム・無就業からの転換）

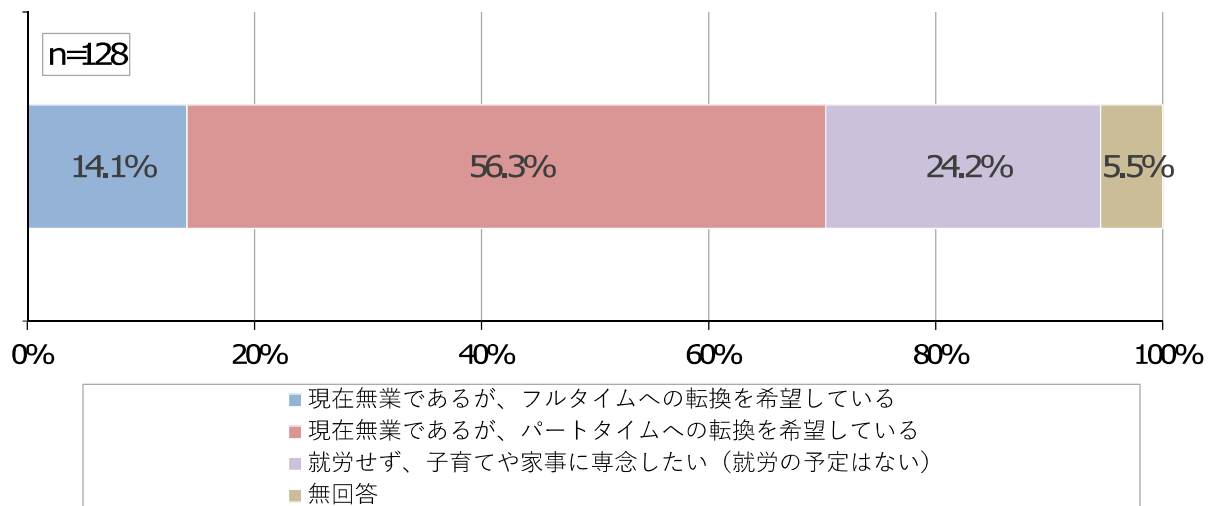
現在の雇用形態がパートタイムの保護者の中で、約４割がフルタイムへの転換を希望しています。

現在就業していない保護者では、フルタイム・パートタイムを含めて約７割が就業を希望しています。

・パートタイム就業からの転換希望【就学前児童調査】



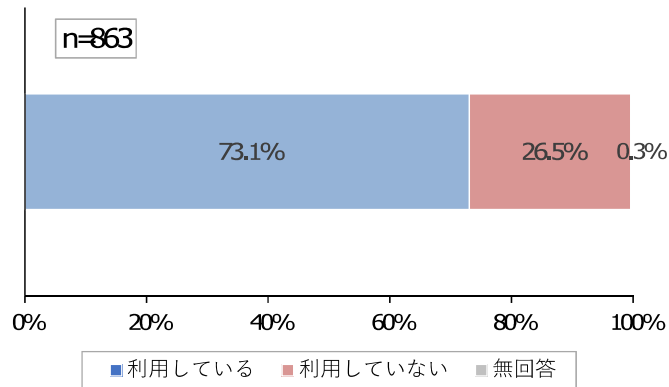
・無就業からの転換希望【就学前児童調査】



◆ 保育等サービスに対するニーズについて

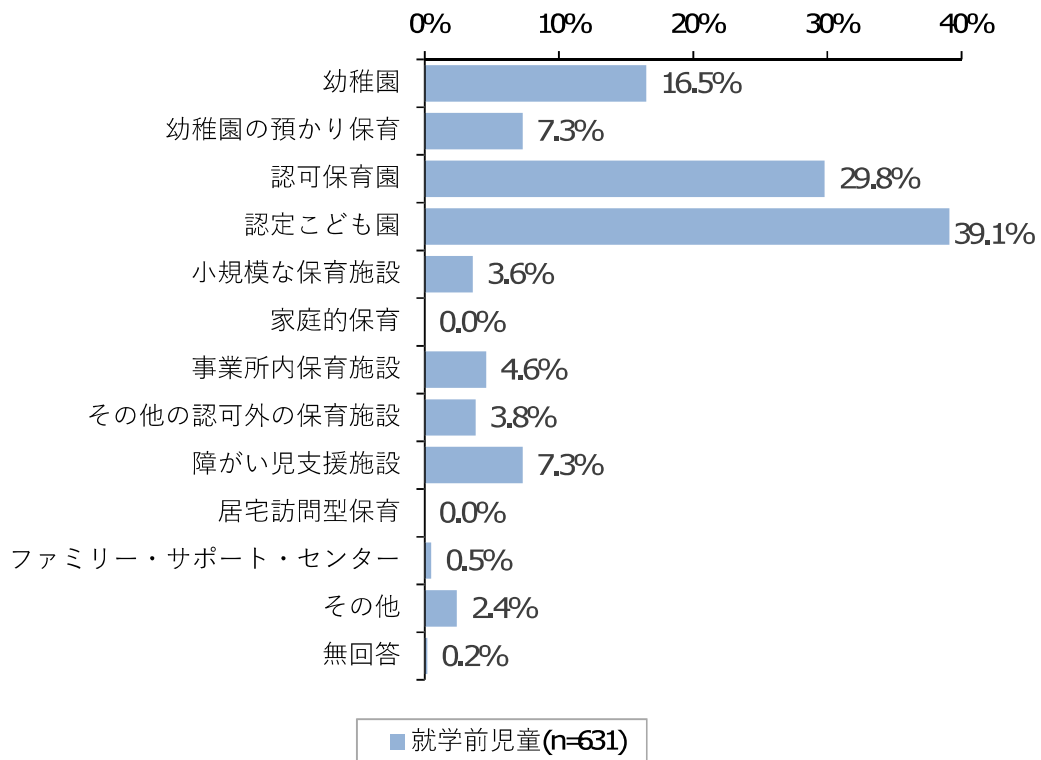
約7割の保護者が定期的な教育・保育事業等の保育等サービスを「現在、利用している」と回答しています。

・定期的な教育・保育事業を利用しているか【単一回答・就学前児童調査】



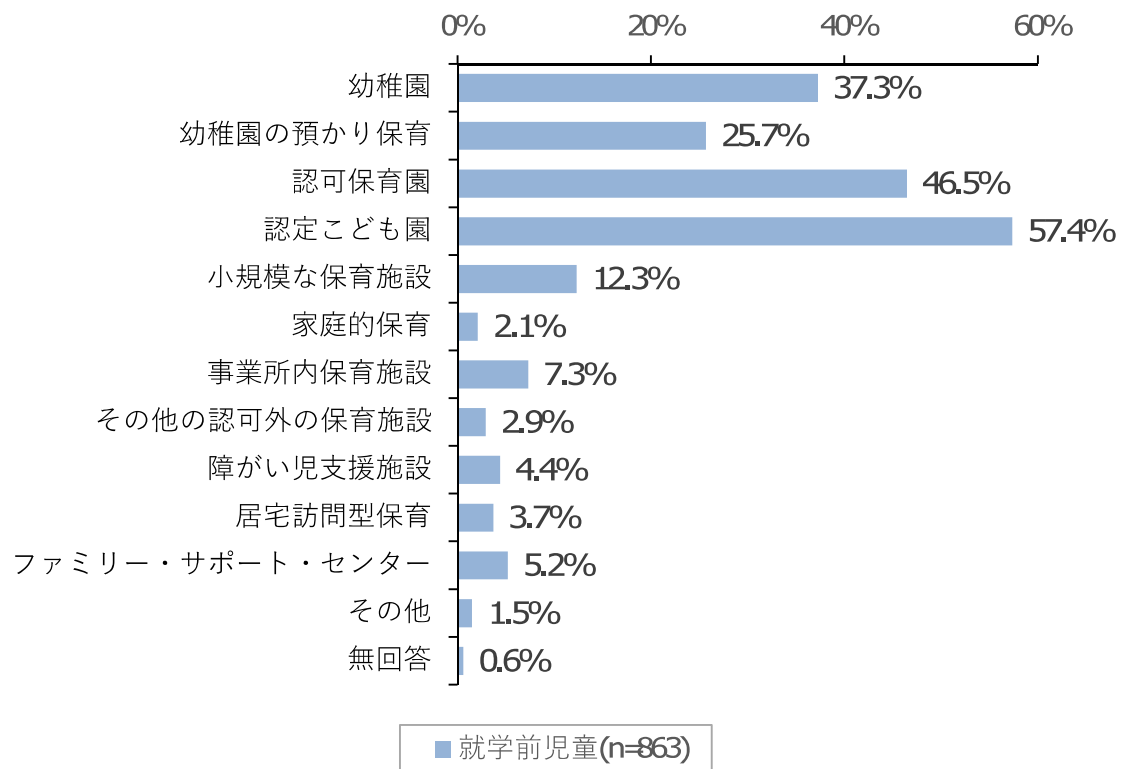
定期的にご利用しているサービス、今後利用を希望するサービスについてはともに、「認定こども園」「認可保育所」「幼稚園」の順に多くなっています。

・定期的にご利用している教育・保育事業【複数回答・就学前児童調査】



・平日に定期的な利用を希望する幼稚園や保育園等サービス

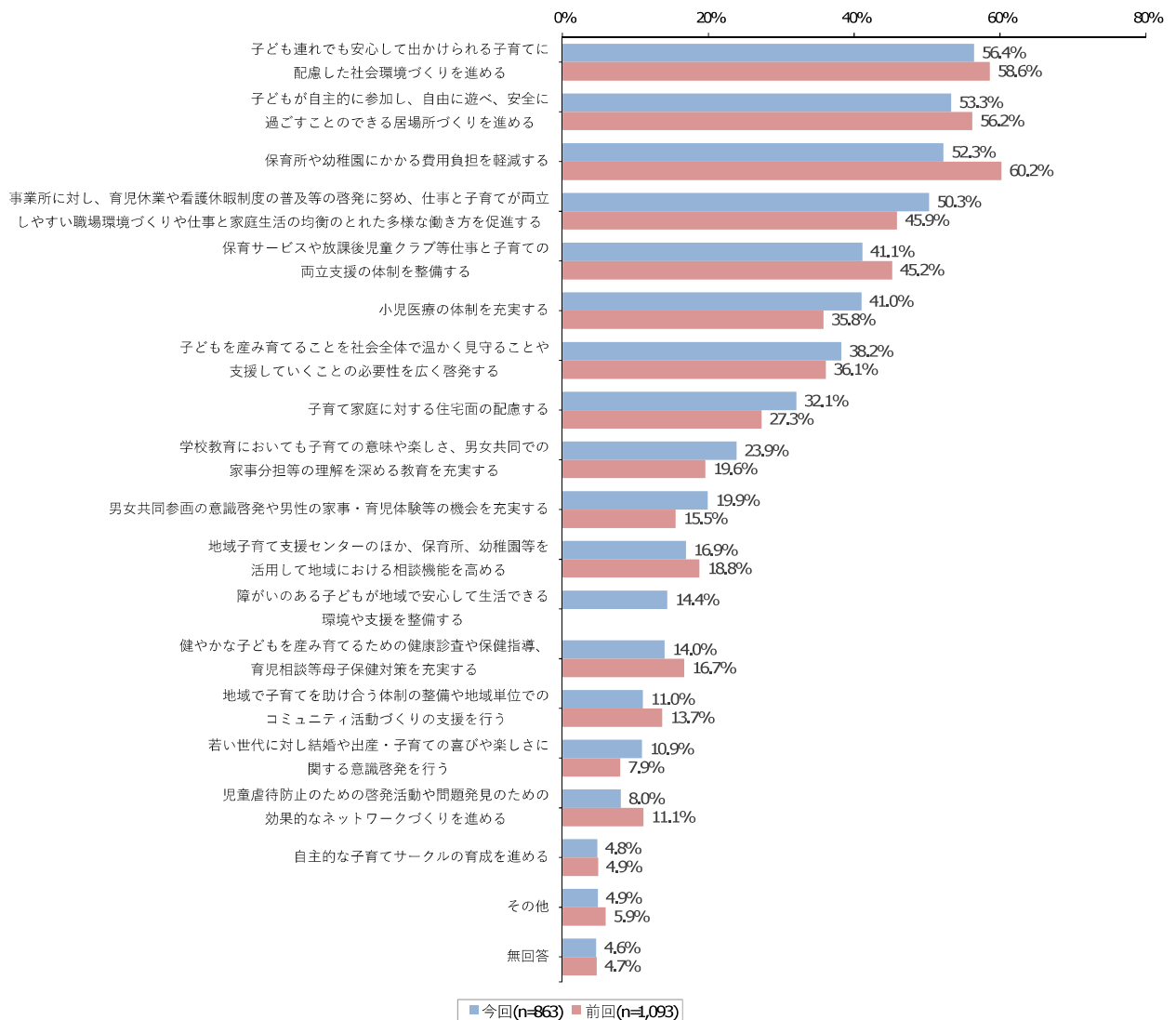
【複数回答・就学前児童調査】



◆ 始良市に求める子育て支援策

就学前児童調査では、「子ども連れでも安心して出かけられる子育てに配慮した社会環境づくりを進める」「子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる居場所づくりを進める」「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減する」の割合が高くなっています。

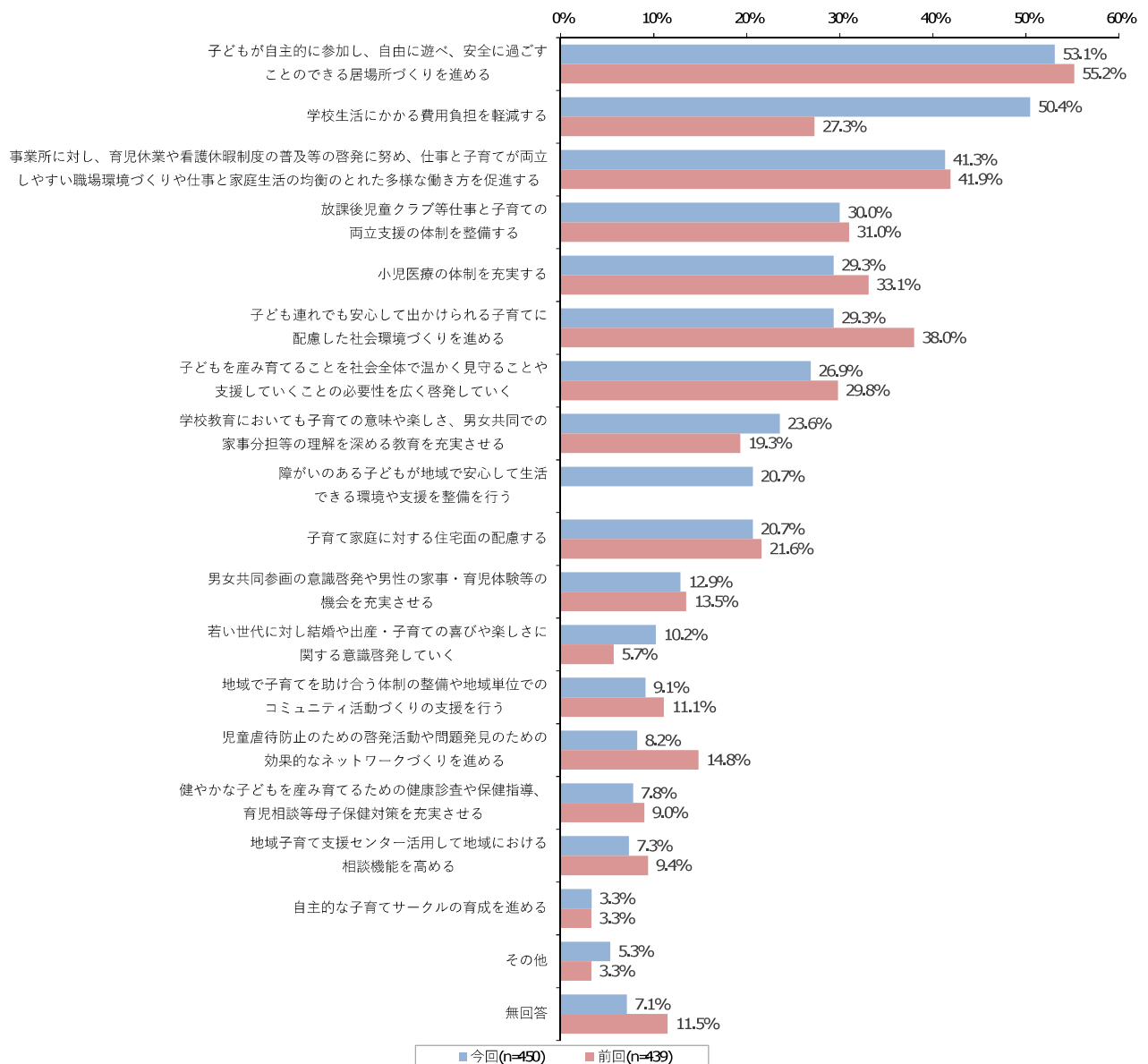
・始良市に充実を図ってほしい子育て支援策【複数回答・就学前児童調査】



※「障がいのある子どもが地域で安心して生活できる環境や支援を整備する」は今回調査より新たに追加された調査項目である。

小学生調査では、「子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる居場所づくりを進める」「学校生活にかかる費用負担を軽減する」「事業所に対し、育児休業や看護休暇制度の普及等の啓発に努め、仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりや仕事と家庭生活の均衡のとれた多様な働き方を促進する」の割合が高くなっています。

・ 始良市に充実を図ってほしい子育て支援策【複数回答・小学生調査】



※「障がいのある子どもが地域で安心して生活できる環境や支援を整備する」は今回調査より新たに追加された調査項目である。

(3) 子ども・若者アンケート調査結果

①調査概要

◆ 調査の目的

令和6年度に子ども・子育て支援事業を策定するにあたり、子ども・若者の意見を策定に反映することを目的としました。

◆ 調査時期

令和6年11月5日から令和6年11月22日に実施

◆ 調査対象・方法・回収状況等

小学生アンケート	
調査対象	市内の小学校に通う小学4～6年生
回答方法	タブレット端末による回答
回答数 (学年別回答数)	1,687人 (小学4年生：531人 小学5年生：550人 小学6年生：606人)

中高生アンケート	
調査対象	市内在住または市内の中学校に通う中学1～3年生 市内在住または市内の高校に通う高校1～3年生
回答方法	タブレット端末による回答(中学生) アンケートフォームによる回答
回答数 (学年別回答数)	2,164人 (中学1年生：720人 中学2年生：636人 中学3年生：656人 高校1年生：100人 高校2年生：32人 高校3年生：20人)

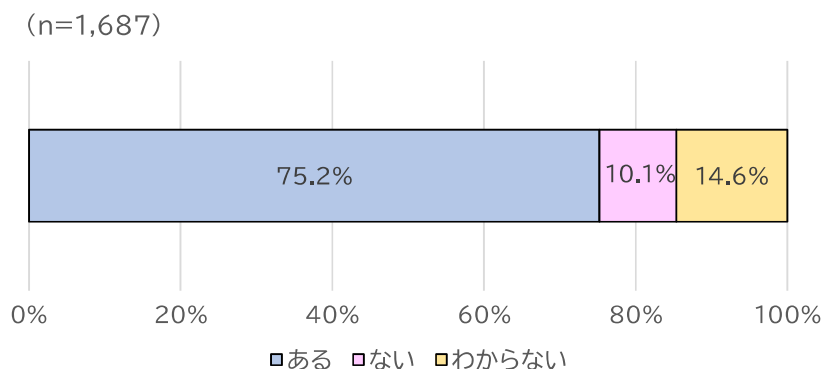
若者向けアンケート	
調査対象	市内在住の19歳から30歳
回答方法	アンケートフォームによる回答
回答数 (性別・世代別回答数)	451人 (男性154人 女性293人 性別不明4人) (19歳世代：2人 20歳世代：6人 21歳世代：2人 22歳世代：5人 23～25歳世代：28人 26～29歳世代：77人 30～34歳世代：140人 35～39歳世代：186人 世代不明：5人)

②調査結果（抜粋）

【小学生アンケート】

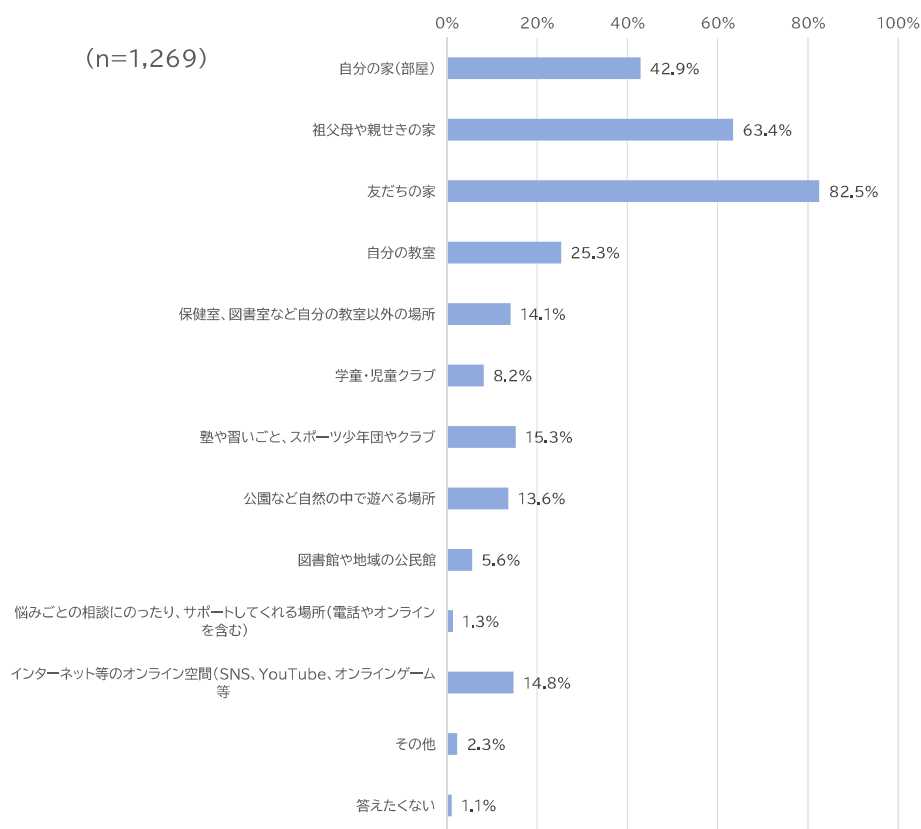
◆ 安心できる場所、ほっとできる・ここにいたいと感じる場所があるか

「ある」が75.2%、「ない」が10.1%となっています。



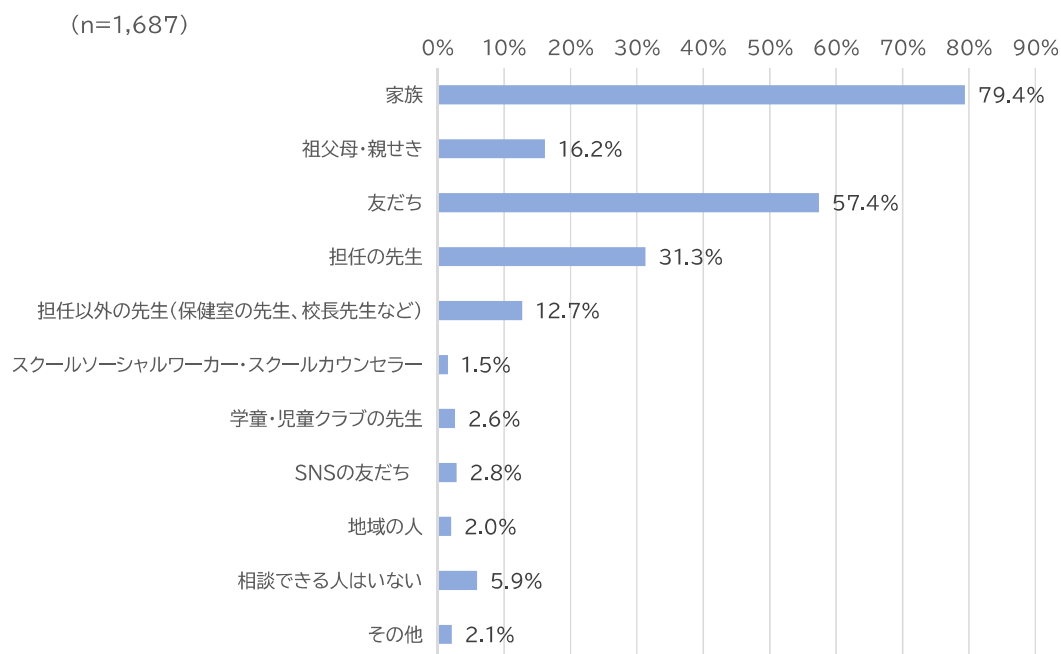
◆ 安心できる場所、ほっとできる・ここにいたいと感じる場所はどこか

「友だちの家」が82.5%で最も多く、次いで「祖父母や親せきの家」が63.4%、「自分の家（部屋）」が42.9%の順となっています。



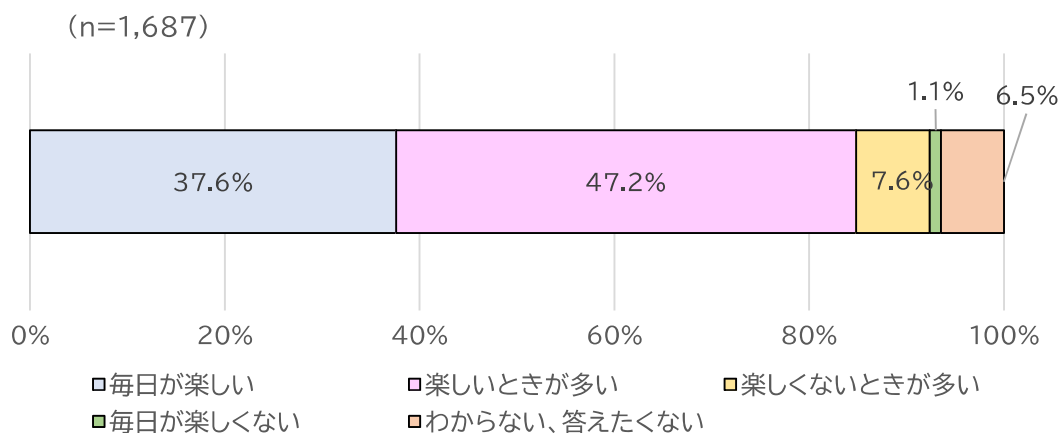
◆ 悩みごとや困りごとを相談できる人

「家族」が79.4%で最も多く、次いで「友だち」が57.4%、「担任の先生」が31.3%の順となっています。



◆ 毎日が楽しいか

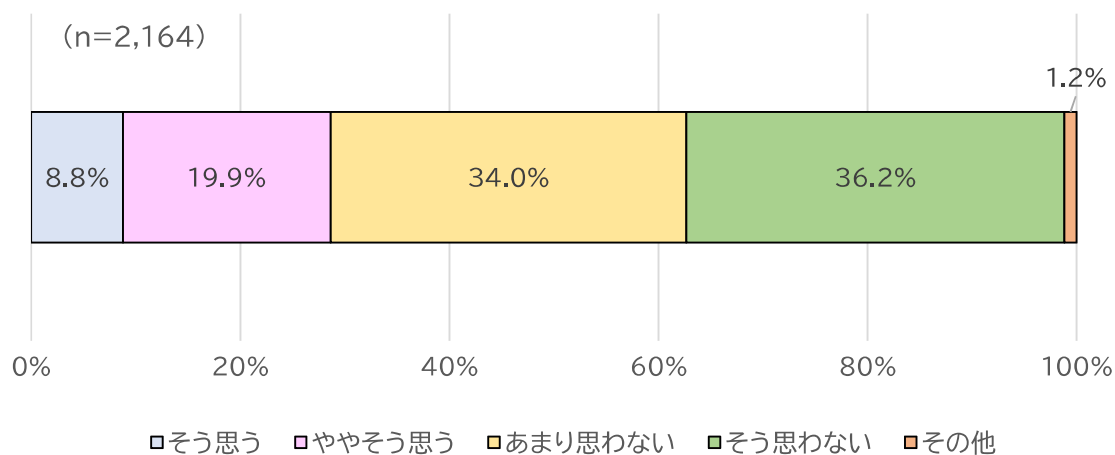
「楽しいときが多い」が47.2%で最も多く、次いで「毎日が楽しい」が37.6%、「楽しくないときが多い」が7.6%の順となっています。



【中高生アンケート】

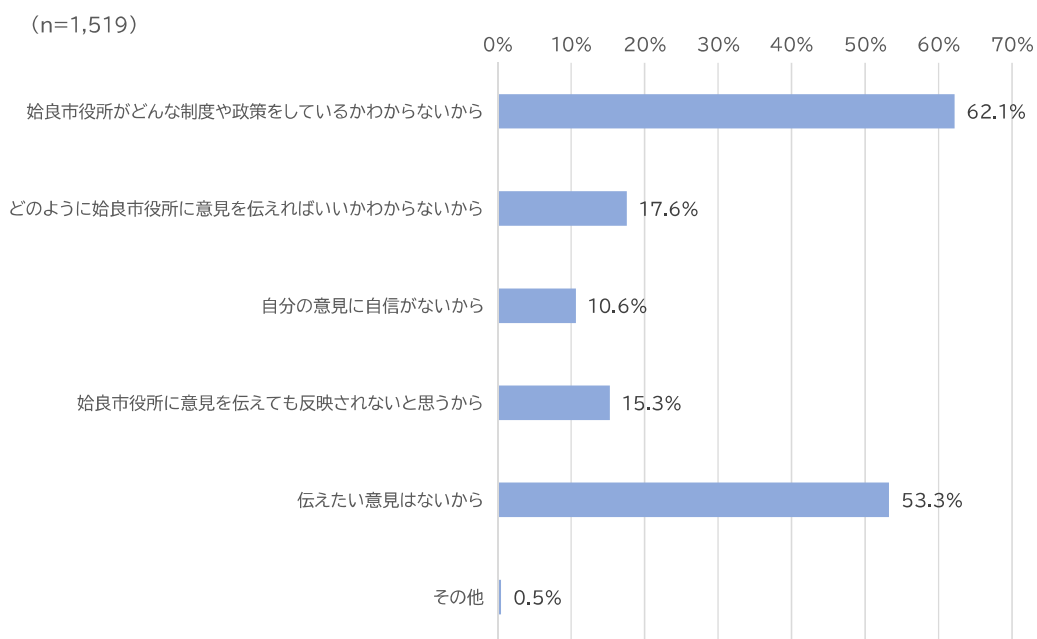
◆ 始良市の制度や政策について始良市へ意見や想いを伝えたいと思うか

「そう思わない」が36.2%で最も多く、次いで「あまり思わない」が34.0%、「ややそう思う」が19.9%の順となっています。



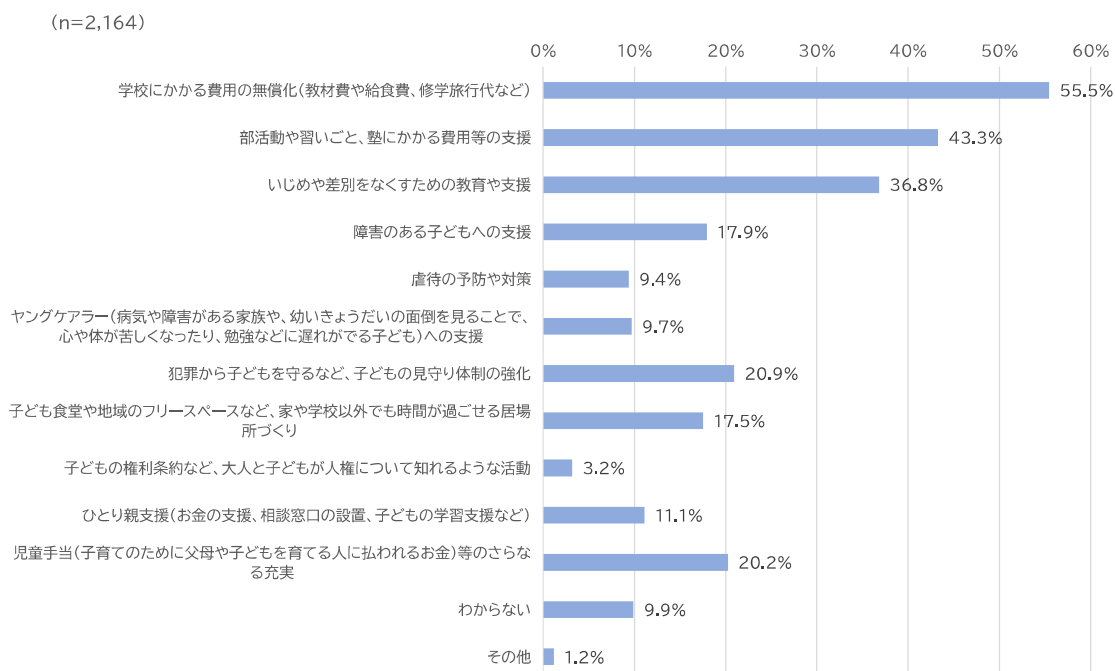
◆ 始良市へ意見を伝えたいと思わない理由

「始良市役所がどんな制度や政策をしているかわからないから」が62.1%で最も多く、次いで「伝えたい意見はないから」が53.3%、「どのように始良市役所に意見を伝えればいいかわからないから」が17.6%の順となっています。



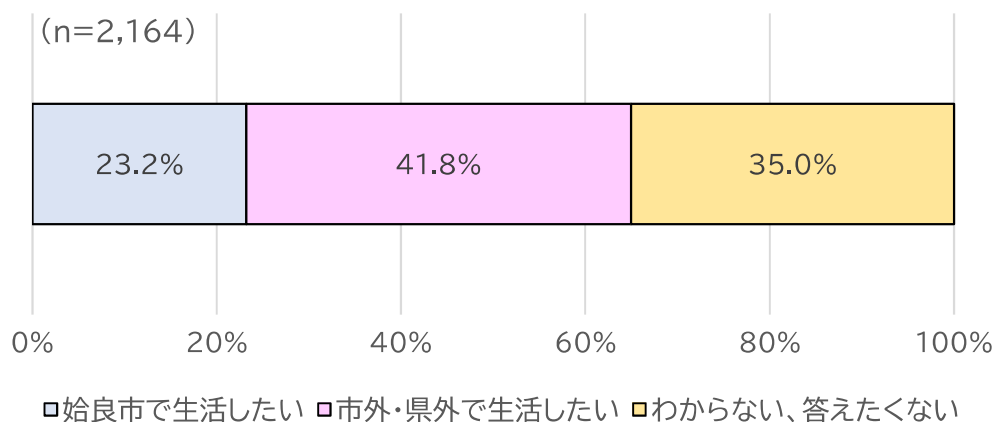
◆ 特に充実して欲しい子どもに関する取組

「学校にかかる費用の無償化（教材費や給食費、修学旅行代など）」が55.5%で最も多く、次いで「部活動や習いごと、塾にかかる費用等の支援」が43.3%、「いじめや差別をなくすための教育や支援」が36.8%の順となっています。



◆ 将来、始良市で生活していきたいか

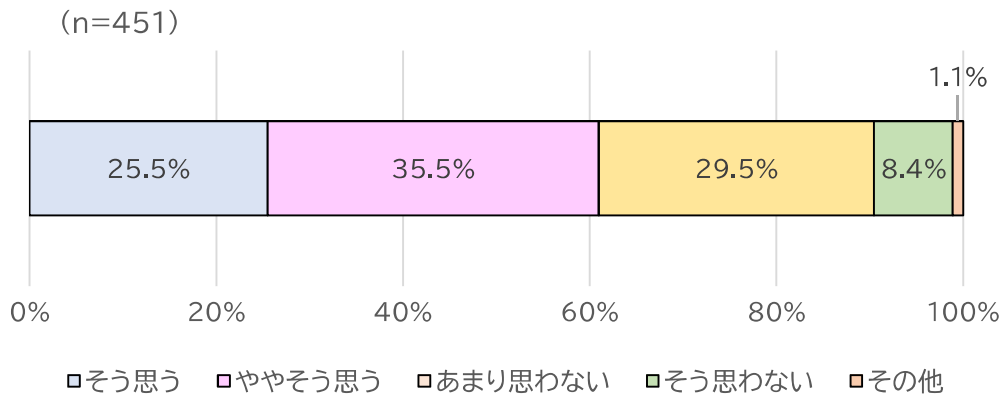
「市外・県外で生活したい」が41.8%で最も多く、次いで「わからない、答えたくない」が35.0%、「始良市で生活したい」が23.2%の順となっています。



【若者向けアンケート】

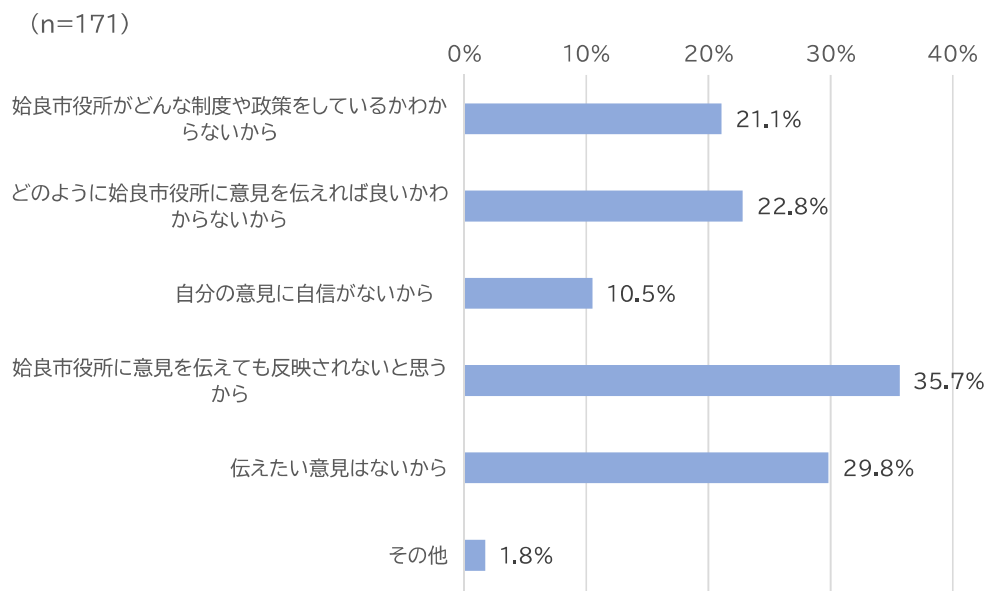
◆ 始良市の制度や政策について始良市へ意見や想いを伝えたいと思うか

「ややそう思う」が35.5%で最も多く、次いで「あまり思わない」が29.5%、「そう思う」が25.5%の順となっている。



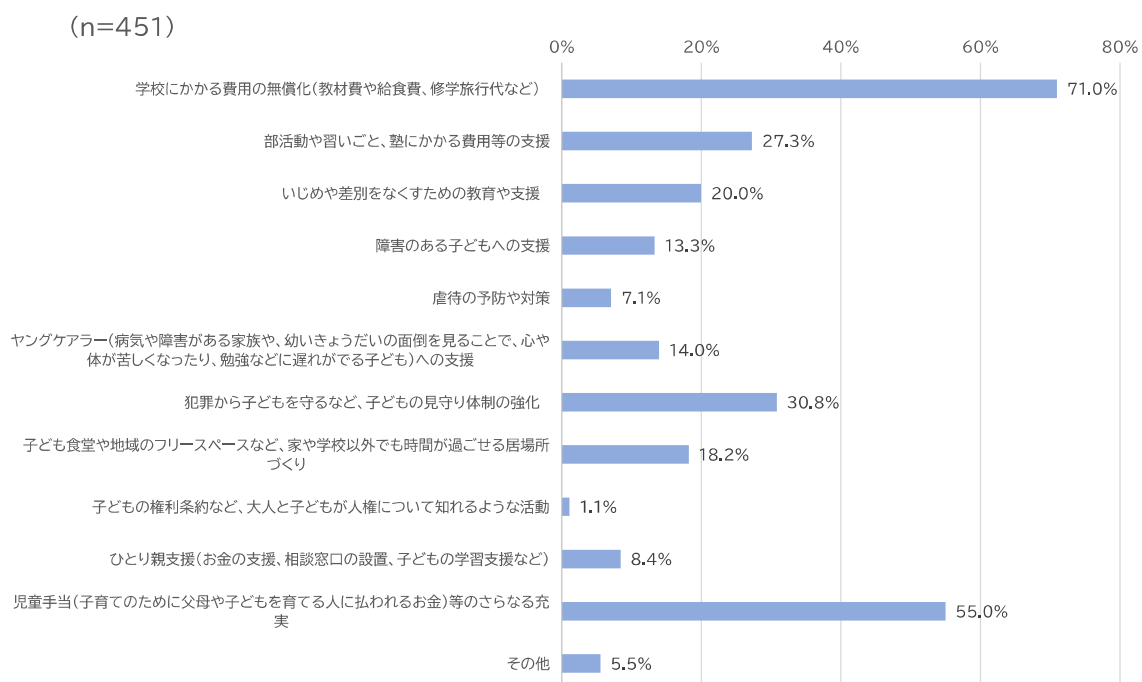
◆ 始良市へ意見を伝えたいと思わない理由

「始良市役所に意見を伝えても反映されないと思うから」が35.7%で最も多く、次いで「伝えたい意見はないから」が29.8%、「どのように始良市役所に意見を伝えれば良いかわからないから」が22.8%の順となっている。



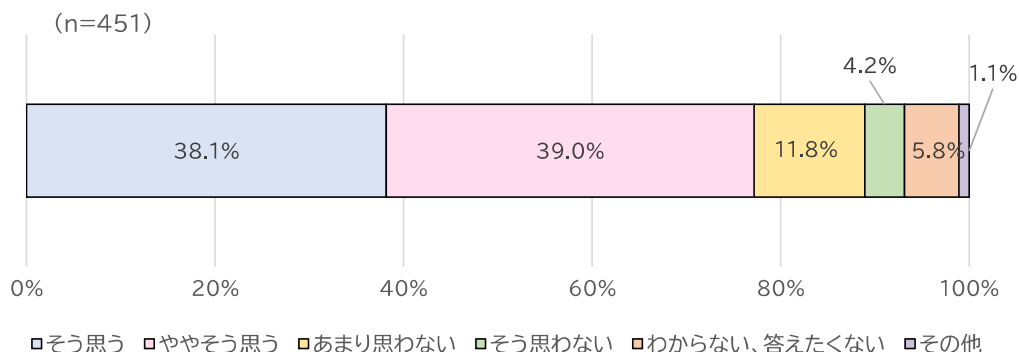
◆ 特に充実して欲しい子どもに関する取組

「学校にかかる費用の無償化（教材費や給食費、修学旅行代など）」が71.0%で最も多く、次いで「児童手当（子育てのために父母や子どもを育てる人に払われるお金）等のさらなる充実」が55.0%、「犯罪から子どもを守るなど、子どもの見守り体制の強化」が30.8%の順となっている。



◆ 将来、始良市で生活していきたいか

「ややそう思う」が39.0%で最も多く、次いで「そう思う」が38.1%、「あまり思わない」が11.8%の順となっている。



4 第2期計画の評価

(1) 提供体制についての評価

① 教育・保育の提供体制

事業	評価
【3～5歳】 1号認定及び2号認定（教育希望）	ニーズに対して概ね確保ができています。公立幼稚園については、定員割れが進んでいます。
【3～5歳】 2号認定（保育希望）	確保方策が量の見込を下回っており、ニーズを満たしきれいていません。（3歳児）
【0歳】 3号認定	確保ができています。
【1歳】 3号認定	確保方策が量の見込を下回っており、ニーズを満たしきれいていません。
【2歳】 3号認定	確保方策が量の見込を下回っており、ニーズを満たしきれいていません。

② 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

事業	評価
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	7か所の子育て支援センターを開設しており、ニーズに対する十分な確保ができています。
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	ニーズに対する確保ができています。
一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした預かり）	ニーズに対する確保ができています。
一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした預かり以外）	量の確保はできていますが、ニーズの多様化などにより利用に結びつかず、実績値は減少しています。
延長保育事業（時間外保育）	量の確保はできていますが、保護者の就労状況の変化などによりニーズが減少傾向にあります。
病児・病後児保育事業	事業の認知度も高まり、利用数は増加傾向にあります。ニーズに対する確保はできています。
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	新年度に入る時期は、待機児童が多少見られますが、夏休み終了以降は減少する傾向にあります。ニーズの増加に併せて新規クラブの開設を行ったことから、受入体制はおおむね確保できたと思われます。
妊婦健康診査	母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査受診票（14回分）を発行し、受診勧奨を行いました。また、多胎の妊婦については追加（5回分）の費用助成を実施しました。

乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月未満の児に対して、母子保健推進員による訪問を実施し、児や保護者の状況確認や子育てに関する情報提供を行いました。訪問の結果、必要に応じて保健師等の専門職による支援を実施しました。
養育支援訪問事業（ママサポート）	特に支援が必要な保護者に対して、保健師・助産師等が訪問や面談等を行い、相談内容に応じた支援を実施しました。
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要支援児童の支援に資する事業）	他事業により対応しており、本事業としては実施ませんでした。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	DVや経済的な理由による母子の一時避難のニーズが高まっていることから、令和6年10月に子育て短期支援事業の対象に当該要件を加え、新たに母子生活支援施設（3施設）を追加し、令和6年度は8施設で実施しました。
利用者支援事業	母子保健型においては、保健師・助産師等の専門職を配置し、相談対応や情報提供等、妊娠期からの支援を実施しました。また、各関係機関との連携を図りながら支援を実施しました。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	令和5年度までは、「新制度未移行幼稚園」の私立幼稚園（始良市内・始良市外）の副食費免除対象者の補助を行いました。 令和6年度以降は、始良市内の私立幼稚園が、新制度幼稚園に移行したため、学校教育課で補助を行うのは、始良市外の新制度未移行幼稚園（私立幼稚園）の副食費免除対象者のみとなっています。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	実施ませんでした。

（２）取組の状況についての評価

主要施策Ⅰ 子育て家庭への支援

① 子育て支援サービスの充実

取組の内容	第２期計画の取組の状況
相談事業における各行政分野との連携強化、専門の職員による相談や必要な情報の提供、子育てサークルの活動支援や一時預かり等の充実	令和６年４月１日時点で、始良市子ども館「ちるどん」を含む７か所の地域子育て支援センターを設置しており、子育て世帯に遊び・交流の場を提供するとともに、専門の職員による相談や子育て支援に係る情報の提供等により、子育てに関する不安解消に努めています。
ファミリー・サポート・センター事業や病児・病後児保育事業の充実と子育てに関する養育支援の充実	ファミリー・サポート・センター事業（始良市福祉協議会へ委託）は援助を受けたい人と援助したい人が会員となり、助け合いによる子育て支援を継続して実施しています。 病児・病後児保育事業はコロナ後から利用者が増加しているため、利用状況を見ながらニーズの把握に努めています。
民生委員・児童委員活動等を通じた子育て家庭の状況把握、個々の家庭が抱える悩みや不安の解消	主任児童委員相互の連携を図るとともに、児童委員との連携を強めることで現状把握と行政機関等へのつなぎに努めています。
認定こども園の整備による教育・保育施設の一体的提供の推進	教育・保育施設の状況や保護者のニーズ等を踏まえながら、認定こども園の整備による教育・保育施設の一体的提供の推進に努めています。
研修等の受講促進による幼稚園教諭や保育士等のスキルの向上、教育・保育人材の確保	保育協議会との共催による研修会や、集団指導を通じて、資質の向上に努めています。また、保育士の資格を有していない保育補助員の雇用の支援を行い、保育士資格取得につながるよう努めています。
認定こども園・幼稚園・保育所・小学校の連携	子どもが小学校に就学する際は、子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等について、幼稚園教諭・保育士等から小学校教員へ引継ぎを行うなどの連携を図っています。

② 経済的負担の軽減

取組の内容	第2期計画の取組の状況
各種経済的支援の継続的な実施及び充実	県の動向を見ながら活用できる制度の把握、実施に努めています。 【児童手当制度拡充（国制度改正）】 ・ 高校生世代への給付 ・ 所得制限の廃止 ・ 多子加算の拡充 等 【子ども医療費助成制度の拡充（市単独事業）】 ・ 課税世帯の中学生世代まで現物給付（医療機関窓口負担実質無料）の拡大
施設に対する指導監査等に関する県との連携、保護者や施設に配慮した施設等利用給付の検討・実施	適正な施設等利用給付の実施に努めています。

③ 相談支援体制の充実

取組の内容	第2期計画の取組の状況
相談支援体制の確保、事業の周知	子ども館「ちるどん」（利用者支援事業）をはじめとする子育て支援センターと必要時情報共有、連携を図りながら相談対応にあたっています。 令和6年度より、相談件数の増加により、基幹相談員を増員した上で、改めて地区割を行うことで、相談体制の確保に努めました。また、関係機関との連携を図ることにより、引き続き本基幹相談支援センターの周知を行っています。

主要施策 2 母子の健康の確保と増進

① 安心して妊娠出産できる環境の確保

取組の内容	第2期計画の取組の状況
子どもを安心して妊娠・出産できる環境の確保	出産・子育て応援事業を開始し、妊娠期から出産・子育てまで切れ目のない支援を実施する伴走型相談支援（出産子育て応援ギフト）を一体として実施しています。 不妊治療費用の一部助成については、保険適用となったため、令和6年度から実施していません。

② 親子の健康への支援

取組の内容	第2期計画の取組の状況
乳幼児健診や健康相談、訪問指導の実施、健康教育等の一層の充実	乳幼児や保護者、子育てに関する施設等を対象として、発育・発達、栄養、歯科に関する内容の健康教育を実施しています。 幼児健診において、子どもの発育・成長への理解を深め、生活リズムの重要性や、脳や目の神経の発達について集団講話を実施しています。また、健診での栄養・歯科相談（希望制）やリーフレットを通して親子含めて健康に関する情報の普及啓発を行っています。
乳幼児健診の受診率向上、相談支援体制の充実	未受診者フォロー図を作成し、未受診者への連絡や対応を標準化し連絡が取れない家庭については、関係機関と連携するように体制を整え、受診率向上及び家庭環境の早期把握に努めています。

③ 食育の推進

取組の内容	第2期計画の取組の状況
心と身体の健康づくりの推進	月齢に応じた食生活の情報提供及び、食塩摂取等の食生活の改善を促す取組を実施しています。 食育推進事業や心を育む食育講演会の実施、栄養教諭のチームティーチングによる食育指導を実施しています。 子ども読書活動推進事業と連携して、ものがたりに登場するメニューを給食に提供しました。

主要施策 3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備について

① 学校における教育環境の整備

取組の内容	第2期計画の取組の状況
主体的に学ぶ態度の育成及び知識や技能の習得、試行力・判断力・表現力等を重視した教育の推進	全小・中学校で総合的な学習の時間等において年間計画を作成し、コーディネーターのサポートを中心に、多様な活動を実施しました。また、全中学校区ごとに統括コーディネーター、家庭教育サポーターを配置し、全小学校区にはコーディネーターを配置しました。 キャリア教育推進協議会において、小中学生の職場体験学習や職場見学、職業講話等の充実に向けた取組について協議しました。また、職場体験学習受入先や職業講話の講師の確保のために、「あいりキャリアサポートバンク」の見直しを図りました。 青少年育成市民会議において、郷土に学び・育む青少年運動の推進を図り、地域で特色のある取組を行いました。 健全な家庭づくりとあいさつ運動の推進及びインターネット・SNSの適切な利用の推進のポスター作成も行い、青少年の健全な育成を図りました。
子どもと地域住民がふれあう機会の提供やキャリア教育を一層推進する等の指導方法・指導体制の工夫改善	
地域の声の学校経営への反映、地域との連携・協働による地域の中の学校づくり	
学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークづくり、子どもの心の問題に寄り添った対応	

② 思春期の保健対策

取組の内容	第2期計画の取組の状況
発達に応じた保健教育の実施や普及活動の実施	市内中学校において毎年度デートDV防止講座を実施し、性についての正しい知識や情報を提供し、SNS被害を含む性犯罪・性被害を防ぐための啓発に取り組んでいます。 市内中学校(3校)に対し、ストレスマネジメント講座を実施しています。その中でストレスとの付き合い方等を学んでもらい、自殺等につながらないよう努めています。

③ 家庭の教育力の向上

取組の内容	第2期計画の取組の状況
保護者を対象とした家庭教育学級等の学習機会の充実による家庭の教育力の向上	市立4幼稚園・17小学校・5中学校に委託し、家庭教育学級を開設しました。 学級長研修会では、充実した家庭教育学級にするための講義やグループワーク等の研修を行いました。 家庭教育サポーターによる子育てサロンを実施し、保護者の悩みの解消に努めました。

主要施策4 子育てと社会参加の両立支援

① ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組み

取組の内容	第2期計画の取組の状況
家族との時間を大切にできる職場環境づくり	市報において産後パパ育休制度や育児休業制度改正について周知し、男性の育児への参画について啓発を行いました。また、令和5年度には、これからの男性の家事育児参画について考え、家事・育児等の負担感を共有し、男女ともに仕事と家庭生活の両立を図る目的の講演会を実施しました。 市ホームページにおいてワーク・ライフ・バランス推進のためのイベントや、企業向け女性活躍推進セミナーの情報提供を行っています。 令和5年度は「鹿児島県女性活躍推進宣言企業」に登録している市内事業所の、女性活躍や産休・育休取得推進の取組について市報に掲載を行いました。
仕事と子育てを両立しやすい社会の実現に向けた社会的気運の醸成（インターネット等を活用した意識啓発の推進、父親の子育て参加を促す講座の実施、職場や地域社会全体への男性の育児休業に関する意識啓発等の推進）	
事業所へのワーク・ライフ・バランスの啓発、積極的に取り組む事業所のHPへの掲載等による社会的評価の促進	

② 保育サービスの充実

取組の内容	第2期計画の取組の状況
計画で定める量の見込みと確保方針に基づく保育サービスの充実	保育ニーズが増加しているため、利用状況の把握に努めています。また、延長保育、一時預かりの量の確保を行い、保育サービスの充実に努めています。

③ 放課後の居場所づくり

取組の内容	第2期計画の取組の状況
「新・放課後子ども総合プラン」に基づくすべての児童の安全・安心な放課後の居場所の確保	「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、放課後児童クラブはニーズの増加に併せて新規クラブの開設を行いましたが、すべての児童が利用できる放課後子供教室の実施はしていません。
利用者のニーズや施設の状況を踏まえた放課後児童クラブの整備の検討	利用者のニーズ増加を踏まえて、令和3年に2か所、令和4年に1か所、令和6年に1か所を新規施設として増設しました。 （R3 ポラリス・宮島、R4 陽向、R6 てんよう）
地域の実情等を考慮した放課後子供教室の実施の検討	放課後子供教室を実施していません。

（放課後子供教室を実施する場合）可能な限り一体型として実施	放課後子供教室を実施していません。
（放課後子供教室を実施する場合）地域の実情に基づいた多様なプログラムの提供と児童の安全面に配慮した実施体制の構築	放課後子供教室を実施していません。
（放課後児童クラブ及び放課後子供教室を整備・実施する場合）小学校内の余裕教室の把握や活用について学校等との協議の実施	余裕教室がなく、学校等と協議を実施することができませんでした。
（放課後児童クラブ及び放課後子供教室を実施する場合）必要に応じた福祉部局と教育部局の連携による実施の推進	現在、放課後子供教室は実施していないため、放課後児童クラブとの連携した取組は行っていないですが、小学校敷地内等で実施している児童クラブの円滑な運営が維持できるように、必要に応じて教育部局と連携を行いました。
障がい・疾病・虐待等により特別な配慮を必要とする児童に対する受入体制の確保	障がい等の特別な配慮を必要とする児童の受入体制の確保として、支援員の加配を実施した施設は２か所から１か所に増加しました。
必要に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長	多くの放課後児童クラブですでに開所時間の延長を行っています。
放課後児童クラブ職員の研修参加の促進、専門的知識や技能を有する人材確保等による放課後児童クラブの質的向上	放課後児童クラブに研修の案内を通知しています。
放課後児童クラブの育成支援の内容等の周知・啓発	始良市のホームページ等に掲載することで周知しています。

④ 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

取組の内容	第２期計画の取組の状況
産前・産後休暇、育児休業期間中の保護者への情報提供・相談支援等の実施	情報提供、相談対応を継続的にを行っています。
育児休業満了時から認定こども園、幼稚園、保育所等を円滑に利用できる環境の整備	母子健康手帳交付時の面談で、産前・産後休暇、育児休業の制度の情報提供及び職場への相談の勧めを行っています。併せて、本市の保育所等の入所に関する内容の情報提供を実施しています。

主要施策 5 専門的な支援を必要とする子どもや家庭への支援

① 児童虐待対策の充実

取組の内容	第2期計画の取組の状況
児童虐待防止や被害児童への支援の充実	令和6年10月に子育て短期支援事業の対象に経済困窮等による母子の一時避難を追加しました。 人権教育の一環で、小学校や保育園、地区の民生委員等を対象に虐待防止の周知・啓発に取り組んでいます。 児童虐待対策の新たな事業については、市民のニーズに応じた導入の検討が必要です。
地域の関係機関との連携・情報共有による要保護児童対策地域協議会の取組の強化（専門性を有する職員の配置や講習会等への参加を通じた本市の体制強化）	要保護児童対策地域協議会の取組として、年1回の代表者会議、年4回の実務者会議、随時開催の個別ケース会議等を通じて関係機関との情報共有を図り、ケース支援に対する役割分担など連携強化に継続して取り組んでいます。
児童相談所への通知や援助依頼等、県との連携強化	児童の安全確保のために一時保護等が必要と判断した場合は、速やかに児童相談所への送致や援助依頼等連携強化に取り組んでいます。
乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業、母子保健事業の相談・教室、関係機関との連携等を通じた家庭状況の把握、適切な支援への繋ぎ	乳幼児健診の未受診者については、乳幼児健診未受診時対応のフロー図を作成し、運用しています。早めの状況把握を行い、他部署との情報共有及び福祉部門との連携を強化しています。 母子保健事業で関わったケースについて、地区担当保健師間で日常的に情報共有を図るようにしています。また、ケース検討会を実施し、適切な支援へ繋がれるように取り組んでいます。
関係機関と市が速やかに情報共有を行うための連携体制の構築	関係機関と情報共有を図っています。
児童委員やNPO、ボランティア等の民間団体等の積極的な活用	虐待の発生予防・早期発見のため地域の支援者、地域資源としての児童委員や子ども食堂の活用を図っています。
児童養護施設等との連携等、社会的養護の地域資源の活用	子育て支援、虐待予防の観点から子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等の数を拡大し、活用を図っています。
県との連携による地域の中で社会的養護が行える支援体制の整備	鹿児島県と連携して市民向けの里親説明会を開催するなど里親の開拓、広報啓発に努めています。

② ひとり親家庭等の自立支援

取組の内容	第2期計画の取組の状況
ひとり親家庭等の総合的な自立支援の推進	【児童扶養手当の拡充(国制度改革)】 ・ 本体額の増額 ・ 第3子以降加算額の引き上げ ・ 所得制限の拡大 ひとり親家庭等助成制度の子どもを、利便性が高く経済的な負担が抑制される現物給付を導入する子ども医療費助成制度の対象者とみなしています。

③ 障がいのある子ども等を抱える家庭への支援

取組の内容	第2期計画の取組の状況
居宅介護や障害児通所支援、短期入所等のサービスの充実、関係機関との連携による支援体制の充実 基幹相談支援センター（あいか）の充実・周知の促進、総合的な生活支援のためのケアマネジメントの実施体制づくりの継続 関係機関との連携推進による障害児保育事業の充実、放課後児童クラブ等における障がい児等の受入体制の構築	障害児福祉サービスについては、基幹相談支援センターへの相談だけでなく、子どもみらい課での発達相談等、連携を図ることにより、多方面からサービス利用につながっており、利用者数・量とも年々増加傾向にあります。 障がい者への福祉サービスについても、基幹相談支援センターだけでなく、関係機関との連携により支援体制が図られており、利用の増加につながっています。 障がい等の特別な配慮を必要とする児童の受入体制の確保として、支援員を加配、実施した施設が2か所から11か所に増加しました。

④ 不登校やひきこもりの子どもを抱える家庭への支援

取組の内容	第2期計画の取組の状況
関係機関との連携による問題を抱える家庭への訪問支援等、多様な相談に対応したきめ細やかな支援	学校や市教育委員会、SSW等と連携し、個別の支援を実施しています。

主要施策6 安全・安心なまちづくりの推進

① 子どもの安全の確保

取組の内容	第2期計画の取組の状況
子どもたちへの交通安全意識の醸成	17校区のコミュニティが学校側と連携した見守りを継続実施しています。また、地域活動としてあいさつ運動の実施や、各学校において、毎年交通安全教室を実施しています。 毎年、小学校3校を「交通安全教育推進モデル校」に指定し、交通安全意識を高める指導を行っています。

② 犯罪・事故の被害にあわないための環境の整備

取組の内容	第2期計画の取組の状況
犯罪・事故の発生予防	防犯協議会は令和5年に防犯協会に統合されました。 防犯協会から自治会への補助金（防犯灯）交付は、令和2年度までで以降廃止となっています。 青パト隊、スクールガードリーダー（4名任用）などによる見守り活動（年間31回実施）や危険個所の点検、交通安全教室は継続実施をしています。 生活安全員による防犯パトロールを実施しています。 市内約600名の「見守り隊」が登下校の見守り活動に協力しています。 各小学校区について3年に1回、通学路の合同点検を行い、道路環境の改善に努めています。

③ 子育てを支援する生活環境の整備

取組の内容	第2期計画の取組の状況
バリアフリー化の推進	バリアフリー対応のトイレ整備を進めています。 都市計画街路朝日町通線については、点字ブロックを施工しています。また、帖佐駅三拾待町線も点字ブロックを施行予定となっています。 始良新庁舎前の交差点、加治木新庁舎前の交差点(網掛川側)の交差点の段差をなくす等、歩道の一部をバリアフリー化する整備を行いました。
公園等の計画的な整備と適切な管理	遊具点検や修繕等も行い、草刈りや芝刈り等も定期的に実施しています。